

太陽誘電グループ 総合補償制度

太陽誘電グループ総合補償制度は皆さまにぴったりの補償を実現する保険ラインアップです。



**保険料は
団体割引適用!**

スケールメリットを活かした団体割引を適用



**ご家族も
加入できます!**

家族の補償も充実しています。



**退職後も
安心!**

退職後の更新制度も充実しています。

**保険
期間**

2021年12月1日午後4時～
2022年12月1日午後4時まで

**申込
締切日**

2021年11月30日(火)

太陽誘電株式会社

総合補償制度は社員およびご家族のための福利厚生制度です

開いて
見てね!



太陽誘電グループで働く従業員とご

太陽誘電グループ総合補償制度は、スケールメリットを活かした福利厚生制度です。

ご加入や保険料のお支払いなどの手続きも、簡単・便利です。

団体保険ならではのメリットを知っていただき、従業員の皆さまとご家族の生活設計にお役立てください。

👑 総合補償制度の5つのポイント!

1



保険料は
団体割引
適用!

20%割引!

保険料は前年度ご加入いただいた被保険者の人数に従って割引率が適用されます。

お手続きは医師の診査が
不要ですので、簡単です。

病気補償の場合、健康状況等について、健康状況告知書にご記入いただけます。



2



医師の
診査不要

4



ご家族も
加入できます!

ご家族も加入できるので、家族全員の保険を割引適用された保険料にてご加入いただけます。

保険募集担当者より

「総合補償制度」は、従業員の皆さまに最新・最良の商品をご提供するため、毎年、検討が重ねられています。従業員皆さまのニーズに合致した充実の補償内容であると自負しています。ご家族も加入できるので、ご家族皆さまの補償を見直す良い機会でもあります。

皆さまからのご加入を心よりお待ちしております。



家族の「安心」のために。



3



天災危険による
ケガも補償

地震・噴火またはこれらを原因とする
津波によるケガも補償します。

次のいずれかに該当する事由によって生じた
傷害に対しても保険金をお支払いします。

- ① 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ② ①の事由に随伴して発生した事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて発生した事故

(注)「基本補償プラン」にご加入の場合のみ補償されます。



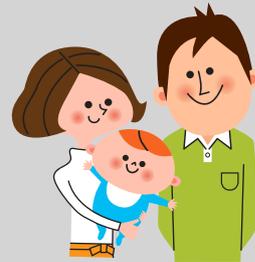
5



退職後も
安心!



従業員皆さまとご家族の安心に!



退職後の更新制度があるので、
セカンドライフも安心です。

おしえて

Q&A

他の保険に入っているのですが総合補償制度は必要ないのでは？

⇒ 現在ご加入されている保険の補償内容をご確認ください。

「いざという時に必要な補償額」は、年代・家族構成・家計や貯蓄の状況等によって異なります。ご加入されている保険が「いざという時に必要な補償額」に不十分なようでしたら、保険内容の見直しをおすすめします。



募集のご案内

2020年度の募集が開始となりました。

この機会に保険加入状況を見直し、従業員の皆さまとご家族の生活設計にお役立てください。



申込締切日

2021年11月30日(火)まで



保険料払込方法

現役社員 2022年(令和4年)2月の給与より毎月控除(分割12回)

退職者 2022年(令和4年)2月より毎月指定の口座より引き落とし(分割12回)



お問い合わせ先および加入申込票ご提出先

加入申込票ご提出先はライフサポート課【団傷担当者宛】へ【社内メール便にて】ご送付ください。

お問い合わせ先(代理店・扱者)

サンヴァーテックス株式会社

〒370-0044 群馬県高崎市岩押町1-15

TEL: 027-310-7773

内線: 811-265、264、263、270



今年度の改定ポイント

● 疾病プラン、がんプランに補償内容を大幅刷新

※これまでご加入の方のみはこれまでのプランで継続も可能。新プランへの移行を希望する方、脱退を希望する方はご連絡ください。

● 団体割引20%適用

● 新たな補償を追加



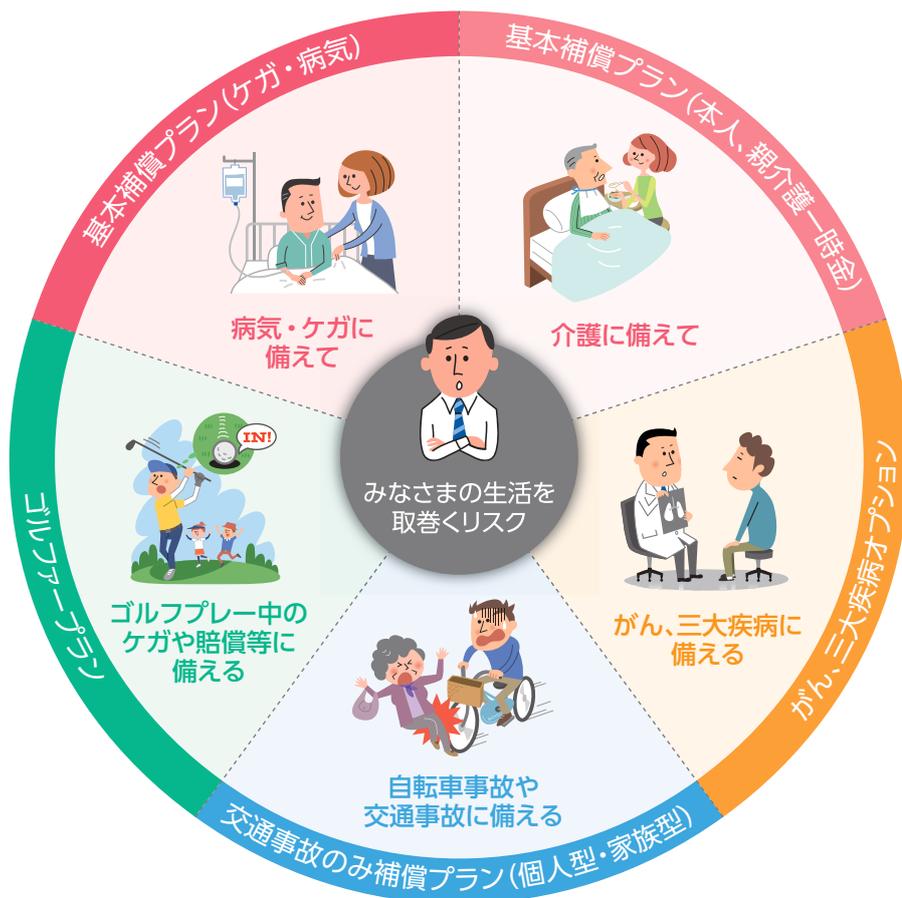
総合補償制度



制度の内容

総合補償制度は**5つ**の制度を
組み合わせて加入する保険制度です。

- 基本補償プラン(ケガ・病気・本人介護一時金・親介護一時金)
- がん、三大疾病オプション(基本補償プランのオプション)
- 交通事故のみ補償プラン(個人型)
- 交通事故のみ補償プラン(家族型)
- ゴルファープラン



INDEX

太陽誘電グループ 総合補償制度について	» P1
募集のご案内	» P3
制度の概要	» P5
加入時はここをチェック	» P7
補償の考え方 (おすすめのプラン)	» P9
基本補償プラン (ケガ・病気・本人介護一時金・ 親介護一時金)	» P11
がん、三大疾病オプション	» P13
交通事故のみ補償プラン (個人型・家族型)	» P15
ゴルフプラン	» P17
よくあるご質問Q&A P18
ご加入にあたってのご注意 P19
ご加入内容確認事項・ 個人情報の取扱いについて P20
健康状況告知書ご記入の ご案内 P21
請求手続きについて P23
保険金をお支払いする場合・ 保険金のお支払額・保険金をお 支払いしない主な場合 P24
重要事項のご説明 P40
ご加入者向けサービスのご案内 (生活サポートサービス) P46



“将来のため” “万一のため”に備えましょう! 詳しくは次のページをご覧ください。

制度の概要

団体保険制度はニーズに合わせて、
必要な補償を組み合わせでご加入いただけます。

必要な補償を
組み合わせで
ご加入できます!

Let's go♪



ラインアップ



団体割引
20%
適用!!

基本補償プラン

(ケガ・病気・本人介護一時金・親介護一時金)

ケガや病気、介護に備える

▶ P11



団体割引
20%
適用!!

がん、三大疾病オプション

がん、三大疾病に備える

▶ P13



団体割引
20%
適用!!

交通事故のみ補償プラン

自転車事故や交通事故に備える

個人型

▶ P15

家族型

▶ P16



団体割引
20%
適用!!

ゴルファープラン

ゴルフプレー中のケガや賠償、
ホールインワン・アルバトロス費用等に備える

▶ P17

地震による
ケガも安心!



基本補償プランに天災危険補償特約が付いています。

天災危険補償特約がセットされますので、地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガも補償対象となります。

※交通事故のみ補償プランとゴルファープランにはセットされません。



総合補償制度

加入資格

お申込人となれる方



太陽誘電株式会社およびそのグループ会社の役員・従業員および退職者に限ります。

被保険者本人となれる方



基本補償プラン、交通事故のみ補償プラン(個人型)、ゴルフプランの被保険者(補償の対象者)本人(*)となれる方の範囲

太陽誘電株式会社およびそのグループ会社の役員・従業員・退職者およびその家族(配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹および本人と同居している親族ならびに家事使用人をいいます。)です。

(*)加入申込票の被保険者ご本人欄に記載の方をいいます。

交通事故のみ補償プラン(家族型)の被保険者(補償の対象者)本人(*)となれる方の範囲

太陽誘電株式会社およびそのグループ会社の役員・従業員・退職者およびその配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹です。

(*)加入申込票の被保険者ご本人欄に記載の方をいいます。

親介護一時金の被保険者、特約被保険者となれる方の範囲

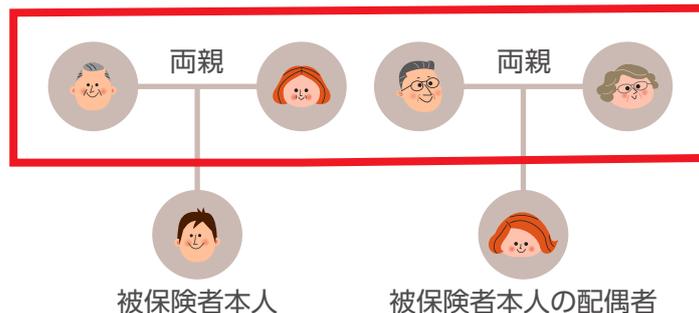
被保険者となれる方の範囲

基本補償プランと同様です。

親介護一時金の特約被保険者となれる方の範囲

基本補償プランの被保険者の親(姻族を含みます。)となり、最大2名までご加入いただけます。詳細は以下表をご確認ください。

親介護一時金の特約被保険者の範囲



加入時はここをチェック

保険選びから加入まで、いちばん大切なのは「人まかせにしないこと」。
あとで「補償が足りない」なんてことにならないよう、じっくり検討したうえで加入しましょう。

総合補償制度

加入時の

3っ

のポイント

1 現在の生活のリスクを 考えましょう

保険を選ぶときは、今の生活にどんなリスクがあるのかをチェックしてみましょう。

自分が病気になったら
家族の生活はどうなるのか...



自転車事故を起こしたら
被害者への補償はどうすれば...

突然親が倒れて
要介護状態になってしまったら...



交通事故にあったら、手術や
入院費用が払えるのか



ゴルフプレイ中に
ホールインワン・アルバトロスを
達成し、祝賀費用が発生したら...

このような場合に

お役に立ちます!

マイコプラズマ肺炎で入院

入院14日
140,000円のお支払い

38度以上の熱があり、病院に行ったところ、マイコプラズマ肺炎と診断され14日間入院しました。
請求書の金額を見た時、また具合が悪くなりそうでしたが、保険金が支払われることを知るととても安心しました。

基本補償プラン(K3型) に加入

保険金の
支払いで
安心しました



通勤中に自転車事故

相手への賠償金
1,173,949円

自転車走行中、タクシーから降りてきた相手と接触し、相手が転倒、手を骨折させてしまいました。
事故後は賠償のことを考えると眠れないくらい辛かったのですが、示談交渉をしていただき、精神的に本当に助かりました。

交通事故のみ補償プラン(個人型) に加入

働くみなさんのために!



総合補償制度

ご加入前に
以下の点を
チェックしましょう

Let's go♪



最後に

申し込み時は 正確に記入 しましょう

申込みのとき、健康状態告知書(健康状況告知書)などの重要な項目がありますので、正確に記入してください。記入された内容が事実と違っていった場合、保険金が支払われなかったり、加入が解除されたりすることもあります。分からない点があれば、代理店に確認しましょう。



2 パンフレットで 補償内容を 確認しましょう

リスクが分かったら、そのリスクをカバーしてくれる保険について、パンフレットを自分できちんと読むことが大切です。「保険料が安いから」などの理由で加入するのではなく、自分が望んでいる補償がきちんと備わっているか、保険の内容をしっかりと理解しましょう。
分からない点があれば、代理店に相談しましょう。



3 自分にぴったりの 保険を 選びましょう

保険の内容を把握したら、自分に必要なプランを選んでいきます。本当にこの補償で十分なのか、オプションは足りているのかなど、加入するにはじっくり検討して、自分と家族に合った補償内容を選びましょう。



自転車で
子どもにケガを
負わせて
しまった...



加入者が日常生活中に
トラブルを抱えたときのために

自転車に
乗るなら

日常生活上の賠償事故に備えて

+ 交通事故のみ補償プラン
に加入しましょう!



示談交渉で
助かりました!



1 億円まで補償!

保険会社による
示談交渉サービス付
(国内のみ)

補償の考え方(おすすめのプラン)

年齢やライフプランが変われば、必要な補償額も大きく変わります。

大切なのは、その時々自分に合った保険を選ぶことです。

家族の増減や、生活環境が変化したときには加入している保険の内容をよく確認し、その時々ニーズに適した保険に加入しましょう。



- 入社したのでケガや病気に備えたい
- 結婚したから夫婦共に備えを考えたい
- 子どもが生まれたから子どもの保険を追加したい
- 働き盛りの世代の万一に備えたい
- 子どもが独立したから補償を見直したい
- 退職後の収入を考え、補償を見直したい

おすすめのプラン内容

	20代															
	<p>入社</p> <p>[24才独身]</p>	<p>結婚</p> <p>[30才、妻28才]</p>														
ご本人様	<table border="1"> <tr> <td>基本補償プラン [K1型]</td> <td>810円</td> </tr> <tr> <td>三大疾病オプション [C3型]</td> <td>110円</td> </tr> <tr> <td>交通事故のみ補償プラン(個人型) [J1型]</td> <td>500円</td> </tr> </table>	基本補償プラン [K1型]	810円	三大疾病オプション [C3型]	110円	交通事故のみ補償プラン(個人型) [J1型]	500円	<table border="1"> <tr> <td>基本補償プラン [K2型]</td> <td>1,690円</td> </tr> <tr> <td>三大疾病オプション [C4型]</td> <td>480円</td> </tr> <tr> <td>交通事故のみ補償プラン(家族型) [J2型]</td> <td>700円</td> </tr> <tr> <td>ゴルファープラン [G1型]</td> <td>310円</td> </tr> </table>	基本補償プラン [K2型]	1,690円	三大疾病オプション [C4型]	480円	交通事故のみ補償プラン(家族型) [J2型]	700円	ゴルファープラン [G1型]	310円
基本補償プラン [K1型]	810円															
三大疾病オプション [C3型]	110円															
交通事故のみ補償プラン(個人型) [J1型]	500円															
基本補償プラン [K2型]	1,690円															
三大疾病オプション [C4型]	480円															
交通事故のみ補償プラン(家族型) [J2型]	700円															
ゴルファープラン [G1型]	310円															
配偶者様		<table border="1"> <tr> <td>基本補償プラン [K2型]</td> <td>1,540円</td> </tr> <tr> <td>三大疾病オプション [C4型]</td> <td>630円</td> </tr> </table>	基本補償プラン [K2型]	1,540円	三大疾病オプション [C4型]	630円										
基本補償プラン [K2型]	1,540円															
三大疾病オプション [C4型]	630円															
お子様																
ご両親																
月払保険料例	合計 1,420円	合計 5,350円														

保険選びの参考にしてください。



≡

保険加入は社会人としての責任

入社して間もなくは、慌ただしい日々を過ごします。万一、他人に迷惑をかけたときに社会人としての責任を果たせるよう、保険の加入を検討しましょう。

≡

大切な家族を守るために

結婚したら、配偶者の補償も必要になります。お互いが入っていた保険を確認し、補償内容の見直しをしましょう。

働くみなさんのために!



総合補償制度

30代



こども誕生

【32才、妻30才】

基本補償プラン 〔K3型〕 + 本人介護一時金 〔M型〕	3,020円
三大疾病 オプション 〔C4型〕	480円
交通事故のみ 補償プラン(家族型) 〔J2型〕	700円
ゴルフア プラン 〔G2型〕	470円

基本補償プラン 〔K3型〕	3,010円
三大疾病 オプション 〔C4型〕	1,060円

合計 8,740円



家族が増えたら
補償も増やそう

家族が増えたら日常生活のリスクも高まります。ご家族全員のケガと病気に備えることも重要になります。公的介護保険の補償を受けられない年代では、自ら補償を準備する必要があります。

40代・50代



住宅購入

【40才、妻38才、お子さま8才】
【父親64才、母親61才】

基本補償プラン 〔K3型〕 + 本人介護一時金 〔M型〕	3,090円
三大疾病 オプション 〔C4型〕	1,110円
交通事故のみ 補償プラン(家族型) 〔J2型〕	700円
ゴルフア プラン 〔G3型〕	620円

基本補償プラン 〔K3型〕	3,070円
三大疾病 オプション 〔C4型〕	1,270円

基本補償プラン 〔K1型〕	870円
------------------	------

父 基本補償プラン 〔親介護一時金 O型〕	150円
-----------------------------	------

母 基本補償プラン 〔親介護一時金 O型〕	150円
-----------------------------	------

合計 11,030円



責任が重い年代に
十分な補償を

ご両親の将来の介護についても考え始める年代となります。

50代・60代～



こども独立

【50才、妻48才、お子さま18才】
【父親74才、母親71才】

基本補償プラン 〔K3型〕 + 本人介護一時金 〔M型〕	4,090円
三大疾病 オプション 〔C4型〕	2,420円
交通事故のみ 補償プラン(家族型) 〔J2型〕	700円
ゴルフア プラン 〔G3型〕	620円

基本補償プラン 〔K3型〕	3,450円
三大疾病 オプション 〔C4型〕	4,070円

基本補償プラン 〔K2型〕	1,260円
------------------	--------

父 基本補償プラン 〔親介護一時金 O型〕	760円
-----------------------------	------

母 基本補償プラン 〔親介護一時金 O型〕	760円
-----------------------------	------

合計 18,130円



年令を重ねた2人に
必要な保険を

これまで以上にガンなどの病気が心配な年令に。また、こどもが独立して自由な時間が増えたら、ゴルフなどのレジャーのリスクをカバーする保険に加入しましょう。



退職に向けて



退職後も引き続きご加入
いただくことができます。
退職された方は移行手続
きをお願いします。

継続できます



基本補償プラン

がん、三大疾病
オプション

交通事故のみ
補償プラン

ゴルフアプラン

すべての人に必要な補償です

基本補償プラン

補償内容がさらに充実しました

団体割引
**20%
割引!!**



補償内容	保険金額	K1型	K2型	K3型
入院(病気・ケガ) 初日から補償	ケガや病気で入院したとき 1,095日以内180日限度	1日につき 3,000円	1日につき 5,000円	1日につき 10,000円
通院(ケガ) 初日から補償	ケガで通院したとき 180日以内90日限度	1日につき 1,000円	1日につき 2,000円	1日につき 3,000円
手術(病気・ケガ)	ケガや病気で手術を受けたとき	入院中 30,000円	50,000円	100,000円
		それ以外 15,000円	25,000円	50,000円
放射線治療(病気)	病気により放射線治療を受けたとき	30,000円	50,000円	100,000円
先進医療(病気・ケガ)	病気やケガで国内の先進医療を受けたとき	1,000万円		
集中治療室等利用時一時金(病気・ケガ)	集中治療室管理等を受けたとき	60,000円	100,000円	200,000円
入院時一時金(病気・ケガ)	病気やケガで入院したとき	15,000円	25,000円	50,000円



		M型		
本人介護一時金 ※	被保険者が要介護状態となり90日を超えて継続した場合	100万円	100万円	100万円

		O型		
親介護一時金 ※	特約被保険者(親) ^(注) が要介護状態になり90日を超えて継続した場合	100万円	100万円	100万円

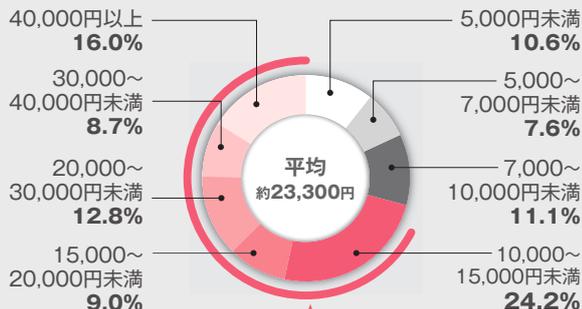
※介護のため一時的に必要な費用(介護用品・住宅リフォーム費用等)に充当することを目的とした特約です。
(注)基本補償の被保険者の親(姻族を含む最大2名まで)が親介護一時金の特約被保険者になります。

基本補償プランの月払保険料表 (2021年12月1日時点の被保険者の満年齢)				介護一時金の月払保険料(1名あたり) (2021年12月1日時点の被保険者の満年齢)	
満年齢	K1型	K2型	K3型	M型	O型
生後15日～4才	950円	1,610円	2,870円	10円	—
5～9才	870円	1,470円	2,590円	10円	—
10～14才	750円	1,260円	2,150円	10円	—
15～19才	740円	1,260円	2,140円	10円	—
20～24才	810円	1,370円	2,390円	10円	10円
25～29才	910円	1,540円	2,700円	10円	10円
30～34才	1,000円	1,690円	3,010円	10円	10円
35～39才	1,010円	1,720円	3,070円	10円	10円
40～44才	1,020円	1,730円	3,080円	10円	10円
45～49才	1,130円	1,910円	3,450円	10円	10円
50～54才	1,310円	2,200円	4,060円	30円	30円
55～59才	1,610円	2,690円	5,040円	70円	70円
60～64才	2,100円	3,510円	6,670円	150円	150円
65～69才	2,960円	4,960円	9,560円	340円	340円
70～74才	4,120円	6,890円	13,420円	760円	760円
75～79才	6,480円	10,830円	21,280円	1,640円	1,640円
80～84才	9,980円	16,660円	32,950円	4,200円	4,200円
85～89才	11,080円	18,490円	36,630円	8,940円	8,940円

Pick up!! データでみる **病気と治療費**



直近の入院時の1日あたりの自己負担費用



単位(%) **約7.0割が10,000円以上**

(注1) 過去5年間に入院し、自己負担を支払った人をベースに集計。
 (注2) 高額療養費制度を利用した場合は利用後の金額。
 (注3) 治療費・食事代・差額ベッド代に加え、交通費(見舞いに来る家族の交通費も含む)や衣類、日用品費などを含む。
 出典:生命保険文化センター「生活保障に関する調査」/令和元年度

❓ **先進医療とは**

厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの(先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。)をいいます。先進医療の種類および実施医療機関については厚生労働省のホームページでご確認ください。

たとえば、
 がん治療に効果が見込まれる重粒子線治療の自己負担は…



重粒子線治療

約313万円*

その他にも、先進医療には様々な高度な医療があります。

陽子線治療

骨髄細胞移植による血管新生療法

など

*平成31年1月10日厚生労働省 「第71回先進医療会議」資料の「平成30年度先進医療技術の実績報告」をもとに引受保険会社にて算出しています。

Pick up!! データでみる **身近にせまる介護リスクと介護にかかる費用**

要介護(要支援)認定者の推移

要介護(要支援)の認定者数は年々増え続け、
 2008年からの**11年間で1.44倍に。**

介護する立場に直面すると、現状の生活(仕事、プライベート双方)の維持が困難になり、肉体・精神・経済的に大きな負担がかかります。初期にかかる一時費用への準備や、ご親族のご協力、公的介護保険(1割、2割または3割の自己負担あり)の上乗せ・横出しサービスの上手な活用により、生活を維持、負担軽減できるよう、今のうちに備えておきましょう。

(出典:厚生労働省「介護保険事業状況報告の概要」各年5月報告分)



初期にかかる費用

住宅改修や介護用ベッドの購入等、一時的にかかった費用

福祉用具の
購入費等

住宅改修費等

▶ **平均約70万円**



例 介護ベッドの購入



例 車椅子用スロープ設置

(出典:生命保険文化センター「平成30年度生命保険に関する全国実態調査」)

集中治療室の費用もカバーします

支
払
事
例

交通事故で集中治療室で治療を受けた後、
 30日間入院したケース

K2型に加入の場合

- 入院時一時金 25,000円
- 傷害による集中治療室等利用時一時金 100,000円
- 入院保険金 150,000円

合計 275,000円



日帰り手術でも補償

大腸ポリープの
 切除手術を受けたケース
 (入院しない場合)

K3型に加入の場合

- 手術保険金 50,000円

50,000円



▲「基本補償プラン」への加入が必要です。

がん治療に備えるために がんオプション

「がんの治療と仕事の両立」をサポートします。

団体割引
20%
割引!!



補償内容		保険金額		C1型	C2型
入院(がん) 初日から補償	がんで入院したとき 1,095日以内 180日限度			1日につき 3,000円	1日につき 5,000円
		手術(がん) がんで手術を受けた場合	入院中	30,000円	50,000円
それ以外	15,000円		25,000円		
放射線治療(がん)	がんで放射線治療を受けた場合			30,000円	50,000円
がん診断	がんと診断され治療を開始したとき			50万円	100万円
抗がん剤治療(注)	約款所定*の抗がん剤による治療を受けたとき (上皮内新生物は対象外となります) ※後記「保険金をお支払いする場合」をご確認ください。			抗がん剤治療を受けた月ごとに 1か月 5万円 (600万円が限度)(注)	

満年齢	C1型		C2型	
	男性	女性	男性	女性
生後15日～4才	100円	240円	150円	290円
5～9才	90円	230円	130円	270円
10～14才	80円	220円	110円	250円
15～19才	80円	220円	110円	250円
20～24才	90円	230円	110円	250円
25～29才	140円	480円	200円	540円
30～34才	200円	780円	330円	910円
35～39才	340円	860円	550円	1,070円
40～44才	510円	1,880円	820円	2,190円
45～49才	680円	3,170円	1,140円	3,630円
50～54才	1,250円	4,020円	1,850円	4,620円
55～59才	2,090円	4,410円	3,070円	5,390円
60～64才	3,780円	5,070円	5,590円	6,880円
65～69才	5,490円	5,840円	7,970円	8,320円
70～74才	7,730円	6,490円	11,010円	9,770円
75～79才	9,660円	7,480円	13,660円	11,480円
80～84才	8,860円	7,060円	12,350円	10,550円
85～89才	8,650円	6,960円	11,910円	10,220円

(注) 抗がん剤治療の注意点

- ① 保険期間中に開始した抗がん剤治療が補償対象となります。
- ② 保険金の支払いが限度額に達した場合、または抗がん剤治療が6か月以上中断した場合はその治療に対する保険金の支払いは終了します。
- ③ 先進医療に該当するもの、試験薬剤による治療は補償の対象になりません。
- ④ 通院による抗がん剤治療も補償されます。

▲「基本補償プラン」への加入が必要です。

三大疾病治療に備えるために 三大疾病オプション

「三大疾病の治療と仕事の両立」をサポートします。

団体割引
20%
割引!!



補償内容	保険金額	C3型	C4型
入院 (三大疾病) 初日から補償	がん、脳卒中、急性心筋梗塞で入院したとき 1,095日以内 180日限度	1日につき 3,000円	1日につき 5,000円
手術 (三大疾病)	がん、脳卒中、急性心筋梗塞により手術を受けた場合	入院中 30,000円 それ以外 15,000円	入院中 50,000円 それ以外 25,000円
	がん、脳卒中、急性心筋梗塞により放射線治療を受けた場合	30,000円	50,000円
放射線治療 (三大疾病)	がん、脳卒中、急性心筋梗塞により放射線治療を受けた場合	30,000円	50,000円
三大疾病 診断	がん、脳卒中、急性心筋梗塞と診断され治療を開始したとき	50万円	100万円
抗がん剤治療 (注)	約款所定*の抗がん剤による治療を受けたとき (上皮内新生物は対象外となります) ※後記「保険金をお支払いする場合」をご確認ください。	抗がん剤治療を受けた月ごとに 1か月 5万円 (600万円が限度) (注)	

満年齢	C3型		C4型	
	男性	女性	男性	女性
生後15日～4才	120円	260円	180円	320円
5～9才	110円	250円	160円	300円
10～14才	100円	240円	140円	280円
15～19才	100円	240円	140円	280円
20～24才	110円	250円	150円	290円
25～29才	180円	520円	290円	630円
30～34才	280円	860円	480円	1,060円
35～39才	440円	960円	750円	1,270円
40～44才	650円	2,020円	1,110円	2,480円
45～49才	900円	3,390円	1,580円	4,070円
50～54才	1,540円	4,310円	2,420円	5,190円
55～59才	2,540円	4,860円	3,950円	6,270円
60～64才	4,590円	5,880円	7,170円	8,460円
65～69才	6,580円	6,930円	10,110円	10,460円
70～74才	9,180円	7,940円	13,840円	12,600円
75～79才	11,290円	9,110円	16,760円	14,580円
80～84才	10,180円	8,380円	14,780円	12,980円
85～89才	9,930円	8,240円	14,200円	12,510円

(注) 抗がん剤治療の注意点

- ① 保険期間中に開始した抗がん剤治療が補償対象となります。
- ② 保険金の支払いが限度額に達した場合、または抗がん剤治療が6か月以上中断した場合はその治療に対する保険金の支払いは終了します。
- ③ 先進医療に該当するもの、治験薬剤による治療は補償の対象になりません。
- ④ 通院による抗がん剤治療も補償されます。

自転車賠償を含む交通事故の補償を手厚くしたい方に 交通事故のみ 補償プラン(個人型)

自転車通勤の方にお勧めです

団体割引
**20%
割引!!**



補償内容		保険金額	J1型 本人
死亡・ 後遺障害 (ケガ)	交通事故によるケガで死亡または後遺障害が残ったとき 		100万円
入院(ケガ) 初日から補償	交通事故でケガをして入院したとき 1,095日以内 180日限度 		1日につき 1,000円
通院(ケガ) 初日から補償	交通事故でケガをして通院したとき 180日以内 90日限度 		1日につき 800円
日常生活賠償	他人にケガをさせたり、他人の物を壊したり、電車等を運行不能にさせたりしたことにより法律上の賠償責任を負われたとき 		1億円
弁護士費用	被害事故にあい、損害賠償請求や法律相談を行ったとき 		300万円
月払保険料(年齢にかかわらず)			500円

※後記「ご加入にあたってのご注意」の「その他」もあわせてご確認ください。

Pick up!! データでみる 自転車事故のリスク

自転車による加害事故例

約9,521万円の賠償判決

裁判事例

男子小学生(11才)が夜間、帰宅中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性(62才)と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。

(神戸地方裁判所 平成25年7月4日判決)

自転車同士の衝突事故例

約9,266万円の賠償判決

裁判事例

男子高校生が昼間、自転車横断帯のかなり手前の歩道から車道を斜めに横断し、対向車線を自転車ですり抜けてきた男性会社員(24才)と衝突。男性会社員に重大な障害(言語機能の喪失等)が残った。

(東京地方裁判所 平成20年6月5日判決)

出典：一般社団法人 日本損害保険協会「知っていますか?自転車の事故」より

自転車事故の負傷者数

約8万人

交通事故全体に占める割合は16.0%と高い数値を示しています。



自転車乗用中の交通事故死傷者の約4割が29才以下の若者と子どもです。

出典：警察庁「平成30年度中の交通事故の発生状況」

ご家族の交通事故の補償も手厚くしたい方に

交通事故のみ 補償プラン(家族型)

団体割引
20%
割引!!!



お手頃な保険料で
ご家族全員を補償します

補償内容	保険金額	J2型		
		本人	配偶者	親族
死亡・ 後遺障害 (ケガ)	交通事故によるケガで死亡または後遺障害が残ったとき 	100万円	100万円	100万円
入院(ケガ) 初日から補償	交通事故でケガをして入院したとき 1,095日以内 180日限度 	1日につき 1,000円	1日につき 1,000円	1日につき 1,000円
通院(ケガ) 初日から補償	交通事故でケガをして通院したとき 180日以内 90日限度 	1日につき 800円	1日につき 800円	1日につき 800円
日常生活賠償	他人にケガをさせたり、他人の物を壊したり、電車等を運行不能にさせたりしたことにより法律上の賠償責任を負われたとき 	1億円		
弁護士費用	被害事故にあい、損害賠償請求や法律相談を行ったとき 	300万円		
月払保険料(年齢にかかわらず)		700円		

! 多くの地方自治体の条例で、自転車利用時の保険加入が義務(または努力義務)付けられています。

保険加入を義務(または努力義務)化している都道府県の例
東京都、埼玉県、大阪府、兵庫県、京都府、滋賀県、愛媛県、徳島県 など

交通事故のみ補償プランへの加入で

1億円まで補償!



高額な賠償金だけでなく、訴訟費用もかかるケースがあります!

日本国内で発生した賠償事故については、被保険者のお申し出により三井住友海上が**示談交渉**をお引受します。



弁護士費用等保険金について

歩行中交通事故にあい大ケガをしたが、加害者が賠償に応じない…。



日常生活全般の事故で相手の方との交渉を弁護士に依頼する費用などを補償します。

日常生活における偶然な事故によって被害者となり、相手の方に損害賠償請求を行う場合に、実際に負担した弁護士費用等について、被保険者1名ごとにそれぞれ300万円を限度に弁護士費用等保険金をお支払いします。

ゴルフをより楽しむために ゴルファープラン

プレー中のトラブルをトータルサポート

団体割引
**20%
割引!!!**



補償内容	保険金額	G1型	G2型	G3型
死亡・後遺障害(ケガ)	ゴルフプレー中のケガにより死亡または後遺障害になったとき 	250万円	500万円	1,000万円
入院(ケガ)	ゴルフプレー中のケガにより入院したとき 	1日につき 2,000円	1日につき 3,000円	1日につき 3,000円
通院(ケガ)	ゴルフプレー中のケガにより通院したとき 	1日につき 1,000円	1日につき 2,000円	1日につき 2,000円
ホールインワン・アルバトロス費用補償	日本国内のゴルフ場でラウンド中にホールインワンまたはアルバトロスを達成されたとき 	20万円	30万円	40万円
賠償責任補償	ゴルフの練習、競技または指導中に、他人(キャディを含む)にケガをさせたとき等、法律上の損害賠償責任を負った場合	2億円	2億円	2億円
ゴルフ用品補償	ゴルフ場やゴルフ練習場でゴルフ用品を盗まれたり、ゴルフクラブを損傷されたとき 	10万円 ※免責金額はありません。	20万円 ※免責金額はありません。	30万円 ※免責金額はありません。
月払保険料(年齢にかかわらず)		310円	470円	620円

ゴルファーの方の補償にしばったプランです



こんなときにお役に立ちます

賠償責任補償

国内・海外補償

ゴルフのプレー中に他人に損害を与えた



傷害補償

国内・海外補償

ゴルフ場やゴルフ練習場でゴルファーご自身がケガをした



ゴルフ用品補償

国内・海外補償

ゴルフ場やゴルフ練習場でゴルフ用品を盗まれたり、ゴルフクラブが損傷した



ホールインワン・アルバトロス費用補償

国内のみ補償

ホールインワン・アルバトロスを達成し、そのための祝賀会の費用がかかった
※原則としてセルフプレー時に達成したホールインワンまたはアルバトロスは保険金支払いの対象にはなりません。



Q&A

皆さまからよくあるご質問をまとめました。



手続きについて

Q 結婚をして、姓が変わったので変更したいのですが、どうしたらよいですか？

A 加入申込票をご確認ください。
打ち出してある旧姓を新姓に訂正し、訂正印を押印のうえ提出してください。



Q 保険期間の途中で内容を変更したいのですが…

A 新生児の追加、結婚等によるコース変更・被保険者追加、解約、削除等は代理店までお問い合わせください。
(保険期間の途中では、できない変更もございます。)

加入について

Q 同居していない実家の両親は加入できますか？



A 基本補償プランに加入できます。
詳細はP6「被保険者本人となれる方」をご参照ください。

Q 単身赴任で配偶者、子ども、親族と同居していませんが、加入できますか？

A 配偶者、子どもは加入できます。
(配偶者、子どもは同居、別居を問いません。)

補償内容について

Q 海外での事故も対象ですか？

A ほとんどが海外での事故も対象となります。
対象外となるものは、先進医療、日常生活賠償の一部、日常生活賠償およびゴルフプランの賠償責任補償の示談交渉、ホールインワン・アルバトロス費用補償です。

Q 帝王切開をして出産をしたのですが、補償の対象となりますか？



A 基本補償プランで補償されます。

Q 既往症があるが、新規加入できますか？



A 加入可否は、健康状況告知質問事項の回答結果によります。
原則ご加入以前の病気(既往症および関連の病気)については補償されません。

Q 内視鏡による大腸ポリープの切除術をしました。入院はしていませんが、対象となりますか？

A 入院を伴わない手術も対象となります。
(基本補償プランの場合)
ただし、検査目的(生検)の場合は対象となりません。

ご加入にあたってのご注意



 <p>保険契約者</p>	<p>この保険は太陽誘電株式会社が保険契約者となる団体契約です。被保険者が保険料を負担される場合、保険契約者が保険料をとりまとめのうえ引受保険会社に払い込みます。なお、保険契約者が引受保険会社に保険料を払い込まなかった場合には、保険契約が解除され保険金が支払われないことがあります。また、保険契約者または被保険者がご加入の取消等をされた場合、引受保険会社は返還保険料を保険契約者に返還します。</p>
 <p>自動継続の取扱いについて</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●前年にご加入の皆さまについては、ご加入内容の変更や継続停止のご連絡がない場合、今回の募集においては前年ご加入の内容に応じたプランでの自動継続加入の取扱いとさせていただきます。(年令の進行により保険料表の年令区分が変わる場合は、ご継続時のご年令による保険料となりますのでご了承ください。) ●この保険の保険期間は1年間となります。保険金請求状況等によっては、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。 ●保険金請求状況等とは、加入者間の公平性を逸脱する極端な保険金支払いまたはその請求があった場合、飲酒運転等の法令違反や事実を偽った保険金請求が行われた場合等をいいます。 ●引受保険会社が、普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等を改定した場合、改定日以降の日を始期日とする継続契約につきましては、その始期日における普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償等の内容や保険料が継続前の保険契約と異なること、または継続加入できないことがあります。あらかじめご了承ください。
 <p>経営破綻した場合等の保険契約者の保護について</p>	<p>・引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。</p> <p>・損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、次のとおり補償されます。</p> <p>【病気の補償】 保険金、解約返れい金等は90%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故による保険金は100%補償されます。</p> <p>【ケガの補償】 保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。</p> <p>【ゴルフープラン】 保険契約者が個人、小規模法人(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。)またはマンション管理組合である場合に限り、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります(保険契約者が個人、小規模法人、マンション管理組合(以下、「個人等」といいます。))以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかわる部分については、下記補償の対象となります。)</p> <p>保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。</p> <p>【上記以外の保険金】 保険金、解約返れい金等は補償されます。補償割合については、引受保険会社または代理店・扱者までお問い合わせください。</p>
 <p>税法上の取扱い (2021年9月現在)</p>	<p>払い込んでいただく保険料のうち、疾病保険金部分の保険料等は生命保険料控除のうち介護医療保険料控除の対象となり、所得税について最高40,000円まで、住民税について最高28,000円までが毎年の課税対象額から控除されます。</p> <p>(注1) 傷害保険金部分の保険料等は、保険料控除の対象となりません。特に、「ケガのみ補償」のプランの場合、保険料控除の対象となる保険料はありませんので、ご注意ください。</p> <p>(注2) なお、この取扱いは今後の税制改正によっては変更となる場合がありますので、ご注意ください。</p>
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●お客さまのご加入内容が登録されることがあります。損害保険制度が健全に運営され、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、これらの保険金のある保険契約について、一般社団法人 日本損害保険協会が運営する契約内容登録制度への登録を実施しております。 ●傷害死亡保険金は、特に傷害死亡保険金受取人を定めなかった場合には、被保険者の法定相続人にお支払いします。 ●傷害死亡保険金以外の保険金は、普通保険約款・特約に定めております。 ●日常生活賠償特約等のご加入にあたっては、補償内容が同様の保険契約(団体総合生活補償保険契約以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の可否を判断のうえ、ご加入ください。 ●ご加入いただいた後にお届けする加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。

ご加入内容確認事項

ご加入手続きに際し、以下の事項を十分にご確認ください。

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご提案いたしました保険商品がお客さまのご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていることを確認させていただくためのものです。

お手数ですが、以下の各質問項目について、再度ご確認くださいませようようお願い申し上げます。

なお、ご加入にあたりご不明な点や疑問点がございましたら、パンフレット記載の代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

1 保険商品が以下の点でお客さまのご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項のご説明でご確認ください。

万一、ご希望に合致しない場合は、ご加入内容を再度ご検討ください。

[重要事項のご説明]に記載の、補償が重複する可能性のある特約等については、ご加入の要否をご確認ください。

- 保険金のお支払事由(主契約、セットしている特約を含みます。)
- 保険金額(ご契約金額)
- 保険期間(保険のご契約期間)
- 保険料・保険料払込方法

2 加入申込票への記載・記入の漏れ・誤りがないかご確認ください。

以下の項目は、正しい保険料の算出や適切な保険金のお支払い等に必要な項目です。内容をよくご確認いただき、加入申込票に正しくご記入いただけますようお願い申し上げます。

記載・記入の漏れ・誤りがある場合には、訂正あるいは追記をお願いいたします。

①皆さまがご確認ください。

- 加入申込票の「生年月日」または「年令」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか？
「年令」欄は保険始期日時点での満年令をご記入ください。
*ご記入いただいた年令と生年月日から算出した年令が異なる場合には、生年月日から算出したものを年令として取り扱うことがあります。
または、事前に打ち出している内容に誤りがないことをご確認いただきましたか？
- 加入申込票の「他の保険契約等」欄は正しくご記入されていますか？
*ご加入いただく保険商品の加入申込票によっては、上記の欄がない場合があります。上記のうち欄がないものについてのご確認は不要となります。

②以下に該当する内容をお申込みの方のみご確認ください。

- ◆**「複数の方を保険の対象にするタイプをお申込みの場合のみ」**ご確認ください。
被保険者(補償の対象となる方)の範囲はご希望通りとなっていますか？
- ◆**「健康状況告知をしていただく契約のタイプをお申込みの場合のみ」**ご確認ください。
被保険者(補償の対象となる方)の健康状況を「健康状況告知書質問事項回答欄」に正しくご記入いただいていますか？

3 次のいずれかに該当する場合には「加入申込票」のご提出が必要ですのでご確認ください。

- この保険制度に新規加入される場合
- 既にご加入の内容を変更してご継続される場合(被保険者の変更、補償内容の変更 など)
- 既にご加入されているがご継続されない場合

個人情報の取扱いについて

この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

【個人情報の取扱いについて】

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社およびMS&ADインシュアランスグループのそれぞれの会社(海外にあるものを含む)が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

①引受保険会社および引受保険会社のグループ会社の商品・サービス等の例

損害保険・生命保険商品、投資信託・ローン等の金融商品、リスクマネジメントサービス

②提携先等の商品・サービスのご案内の例

自動車購入・車検の斡旋

上記の商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。

ただし、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含む)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等(いずれも海外にあるものを含む)に提供することがあります。

○契約等の情報交換について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人 日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等との間で、登録または交換を実施することがあります。

○再保険について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受会社等(海外にあるものを含む)に提供することがあります。

引受保険会社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、引受保険会社のグループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、三井住友海上ホームページ(<https://www.ms-ins.com>)をご覧ください。

健康状況告知書ご記入のご案内

必ずお読み
ください



以下の注意点を読んで、加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」にご記入ください。

○継続加入の場合で、保険責任を加重^(*)することなく継続いただく場合には、あらかじめ健康状況を告知いただく必要はありません。
(*) 保険金額の増額、補償範囲の拡大等、疾病にかかわる補償を拡大することをいいます。

① 健康状況告知の重要性

健康状況について告知いただく内容は、引受保険会社が公平な引受判断を行うための重要な事項です。必ず被保険者（補償の対象者）ご自身が、ありのままを正確に漏れなくお答えください。

(注)告知時における年齢が満15才未満の場合には、親権者のうちいずれかの方がお答えください。

特約の名称	特約固有の取扱い
親介護一時金支払特約 親介護	<ul style="list-style-type: none"> 基本補償部分の被保険者(子)が特約被保険者(親)を代理して回答(記入・署名)ください。告知にあたっては、特約被保険者(親)について、ご存知の内容に基づき回答されるのではなく、この書面および「健康状況告知書質問事項」を特約被保険者(親)にご説明のうえ、質問事項に対する回答をそのまま記入ください。 特約被保険者への確認方法についても「確認方法」欄に記入ください。

② 正しく告知されなかった場合の取扱い

「健康状況告知書質問事項」について、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合には、ご加入内容が解除または取消しとなり、保険金をお支払いできないことがあります。

③ 書面によるご回答のお願い

- 代理店・扱者には告知受領権があり、代理店・扱者に対して告知いただいた事項は、引受保険会社に告知いただいたものとなります。
- 代理店・扱者への口頭によるご回答では、健康状況を告知いただいたことになりません。必ず加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」へのご記入にてご回答いただきますようお願いいたします。

④ 「健康状況告知書質問事項」に該当される場合

「健康状況告知書質問事項」に該当された場合、ご加入のお引受について次の取扱いとさせていただきます。

特約の名称	取扱い
疾病補償特約	次のいずれかとなります。 ①特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入をお引受します。この場合でも、特定の疾病・症状群に該当しないものは、「6. 保険期間の開始前の発病等の取扱い」が適用されます。 ②ご加入はお引受できません。
先進医療費用保険金補償特約	
がん診断保険金補償(待機期間不設定型)特約	
三大疾病診断保険金補償(待機期間不設定型)特約	
疾病入院時一時金補償特約	
疾病による集中治療室等利用時一時保険金補償特約	
介護一時金支払特約(本人介護)	
抗がん剤治療特約	ご加入はお引受できません。
親介護一時金支払特約(親介護)	

⑤ 現在の契約を解約・減額し、新たなご加入を検討されているお客さまへ

※詳しくは重要事項のご説明(注意喚起情報)をご覧ください。
現在の契約を解約・減額し、新たにご加入される場合も、新規にご加入される場合と同様に「健康状況告知書質問事項」にお答えいただく必要があります。現在の健康状況等によっては、ご加入できなかつたり、特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入をお引受することがあります。また、正しく告知をされなかった場合にはご加入内容が解除または取消しとなる場合があります。

⑥ 保険期間の開始前の発病等の取扱い

特約の名称	取扱い
疾病補償特約	ご加入をお引受した場合でも、ご加入時 ^(*) より前に発病した病気 ^(*) については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康状況告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。 なお、継続加入である場合で、病気を発病した時が、疾病入院を開始された日 ^(*) からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
疾病入院時一時金補償特約	
疾病による集中治療室等利用時一時保険金補償特約	ご加入をお引受した場合でも、ご加入時 ^(*) より前に被ったケガまたは発病した病気 ^(*) については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康状況告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。なお、継続加入である場合で、ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時が、先進医療を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
先進医療費用保険金補償特約	
がん診断保険金補償(待機期間不設定型)特約	ご加入をお引受した場合でも、ご加入時 ^(*) より前に発病したがん(悪性新生物) ^(*) については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康状況告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。 なお、継続加入である場合で、がんを発病した時が、医師によってがんと診断された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
抗がん剤治療特約	ご加入をお引受した場合でも、ご加入時 ^(*) より前に発病したがん(悪性新生物) ^(*) については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康状況告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。 なお、継続加入である場合で、がんを発病した時が、そのがんによる抗がん剤治療を開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
三大疾病診断保険金補償(待機期間不設定型)特約	ご加入をお引受した場合でも、ご加入時 ^(*) より前に発病した三大疾病 ^(*) については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康状況告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。 なお、継続加入である場合で、三大疾病を発病した時が、医師によってがんと診断された日または急性心筋梗塞もしくは脳卒中による入院を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
介護一時金支払特約(本人介護)	ご加入をお引受した場合でも、ご加入時 ^(*) より前に要介護状態の原因となった事由が生じていた場合は、保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康状況告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。 なお、継続加入である場合で、要介護状態の原因となった事由が生じた時が、その事由による要介護状態が開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
親介護一時金支払特約(親介護)	

- (*1) 同一の保険金を補償するセットを継続加入される場合は、継続加入してきた最初のその保険金を補償するセットのご加入時をいいます。
- (*2) その病気と医学上因果関係がある病気を含みます。発病日は医師の診断(人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。)によります。
- (*3) 疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または疾病放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術の開始時」、「放射線治療の開始時」に疾病入院が開始したものとみなします。
- (*4) 転移したがんを含みます。転移したがんとは、原発巣(最初にがんが発生した場所をいいます。)が同じであると診断されたがんをいい、そのがんと同じ部位に再発したがんを含みます。
- (*5) そのがんと医学上因果関係がある病気を含みます。発病日は医師の診断(人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。)によります。
- (*6) その三大疾病と医学上因果関係がある病気を含みます。発病日は医師の診断(人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。)によります。

⑦ その他ご留意いただく点

- ご加入のお申込後または保険金のご請求の際、引受保険会社の社員または引受保険会社で委託した確認担当者が健康状況の告知内容等を確認させていただく場合があります。
- 「健康状況告知書質問事項」にご回答いただいた後に、万一、告知内容の漏れ・誤りに気づかれた場合は代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。告知内容の訂正の手続きをご案内します。ただし、お申出内容によっては訂正をお受けできずご加入をそのまま継続いただけない場合があります。

特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入されているお客さまへ

【団体総合生活補償保険(MS&AD型)】

特約の名称	取扱い
疾病補償特約	継続時に、あらかじめ健康状況の告知を行うことにより、新たな告知内容に応じた条件で継続加入いただくことができます。 【ご注意】 ◎現在の健康状況等によっては、継続加入できなかったり、保険金をお支払いしない疾病・症状群が追加・変更されたりすることがあります。 ◎特約によっては、新たな告知内容に応じた条件で継続いただいた場合でも、保険金のお支払額は、発病等時点の保険契約の条件で算出した金額となることがあります。 ◎保険期間の途中で特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件の削除・変更を行うことはできません。
先進医療費用保険金補償特約	
がん診断保険金補償(待機期間不設定型)特約	
三大疾病診断保険金補償(待機期間不設定型)特約	
疾病入院時一時金補償特約	
疾病による集中治療室等利用時一時保険金補償特約	
抗がん剤治療特約	
介護一時金支払特約 本人介護	
親介護一時金支払特約 親介護	
親介護一時金支払特約 親介護	
親介護一時金支払特約 親介護	特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件で加入することはできませんので、説明すべき事項はありません。

～万一事故にあわれたら～ 請求手続きについて



保険金をご請求される場合のお手続きについて

WEB保険金ご請求手続き

WEBによる事故連絡(ケガ・病気・携行品)・保険金請求(ケガ)のお手続きは「保険金請求WEBサービス」をご利用ください。24時間365日ご利用できます。

スマートフォンでパンフレット裏面の二次元バーコードからご請求ください。



三井住友海上へのご連絡は



三井住友海上事故受付センター

0120-258-189 (無料)

事故は いち早く



事故受付

24時間365日

<p>保険金をお支払いする場合に該当したときの引受保険会社へのご連絡</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険金をお支払いする場合に該当したときは、代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。保険金請求の手続きにつきまして詳しくご案内いたします。なお、保険金をお支払いする場合に該当した日から30日以内にご連絡がない場合、もしくは知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、引受保険会社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。
<p>保険金支払いの履行期</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 引受保険会社は、保険金請求に必要な書類^(※1)をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認^(※2)を終えて保険金をお支払いします。^(※3) (※1) 保険金請求に必要な書類は、「保険金のご請求時にご提出いただく書類」をご参照ください。代理請求人が保険金を請求される場合は、被保険者が保険金を請求できない事情を示す書類をご提出いただけます。 (※2) 保険金をお支払いする事由の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の額の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。 (※3) 必要な事項の確認を行うために、警察などの公の機関の捜査結果の照会、医療機関など専門機関の診断結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が必要な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者または保険金を受け取るべき方に通知します。
<p>保険金のご請求時にご提出いただく書類</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 被保険者または保険金を受け取るべき方(これらの方の代理人を含みます。)が保険金の請求を行う場合は、事故受付後に引受保険会社が求める書類をご提出いただけます。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。 ご提出いただく書類 以下の書類のうち引受保険会社が求めるもの ● 引受保険会社所定の保険金請求書 ● 引受保険会社所定の同意書 ● 事故原因・損害状況に関する資料 ● 被保険者またはその代理人の保険金請求であることを確認するための資料(住民票、健康保険証(写) 等) ● 引受保険会社所定の診断書 ● 診療状況申告書 ● 公の機関(やむを得ない場合は第三者)等の事故証明書 ● 死亡診断書 ● 他から支払われる損害賠償金・保険金、給付金等の額を確認する書類 ● 損害賠償の額および損害賠償請求権者を確認する書類 ● 引受保険会社所定の事故内容報告書、損害または費用の発生を確認する書類およびその他これらに類する書類 ● 事故の内容、損害額等に応じて上記の書類以外の書類をご提出いただくようお願いすることがあります。
<p>示談交渉について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 法律上の賠償責任などを負担することによって被った損害を補償する特約の対象となる賠償事故の示談交渉については、事前に引受保険会社へご相談ください。なお、あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで損害賠償責任を認めたり、賠償金などを支払われた場合には、保険金をお支払いできないことなどがありますのでご注意ください。 〈示談交渉サービス〉 日本国内において発生した、日常生活賠償特約・ゴルフ賠償責任保険特約の対象となる賠償事故について被保険者のお申出があり、かつ被保険者の同意が得られれば、引受保険会社は原則として被保険者のために示談交渉をお引受けいたします。また、日本国内において発生した賠償事故で保険金が支払われる場合、被害者が保険金相当の損害賠償額を引受保険会社へ直接請求することもできます。 〈示談交渉を行うことができない主な場合〉 ○ 1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が日常生活賠償特約・ゴルフ賠償責任保険特約で定める保険金額を明らかに超える場合 ○ 相手の方が引受保険会社との交渉に同意されない場合 ○ 相手の方との交渉に際し、正当な理由なく被保険者が引受保険会社への協力を拒んだ場合 ○ 被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合
<p>代理請求人について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 高度障害状態となり、意思能力を喪失した場合など、被保険者に保険金を請求できない事情があり、かつ、保険金を受け取るべき被保険者の代理人がいらない場合には、引受保険会社の承認を得て、その被保険者と同居または生計を共にする配偶者^(※)等(以下「代理請求人」といいます。詳細は(注)をご参照ください。)が保険金を請求できることがあります。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。また、本内容については、代理請求人となられる方にも必ずご説明ください。 (注) ①「被保険者と同居または生計を共にする配偶者^(※)」 ② 上記①に該当する方がいないまたは上記①に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合 「被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族」 ③ 上記①、②に該当する方がいないまたは上記①、②に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合 「上記①以外の配偶者^(※)」または「上記②以外の3親等内の親族」 (※) 法律上の配偶者に限ります。
<p>柔道整復師(接骨院、整骨院等)による施術の場合</p>	<p>通院日数の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。また、鍼(はり)・灸(きゅう)・マッサージなどの医療類似行為については、医師の指示に基づいて行われた施術のみ、お支払いの対象となります。</p>

保険金をお支払いする場合・保険金のお支払額・ 保険金をお支払いしない主な場合



団体総合生活補償保険(MS&AD型)について

※印を付した用語については、P34～35の「※印の用語のご説明」をご覧ください。(各欄の初出時のみ※印を付しています。)

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合	
傷害死亡 保険金 ★傷害補償 (MS&AD型) 特約 傷害後遺障害 保険金 ★傷害補償 (MS&AD型) 特約 	保険期間中の事故によるケガ [※] のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 (注)交通事故のみ補償プランには交通事故危険のみ補償特約がセットされているため、交通事故 [※] によるケガに限り保険金をお支払いします。	傷害死亡・後遺障害保険金額の全額 (注1)傷害死亡保険金受取人(定めなかった場合は被保険者の法定相続人)にお支払いします。 (注2)既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額をお支払いします。	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ[※] ● 闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ ● 自動車等[※]の無資格運転、酒気帯び運転[※]または麻薬等を使用している間のケガ ● 引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療[※]以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ ● 戦争、その他の変乱[※]、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ● 地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ(基本補償プランには天災危険補償特約がセットされているため、支払対象となります。) ● 核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ● 原因がいかかなるときでも、頸(けい)部症候群[※]、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの[※] ● 入浴中の溺水[※](ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって発生した場合には、保険金をお支払いします。) ● 原因がいかかなるときでも、誤嚥(えん)[※]によって発生した肺炎 ● P33の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ● P33の「補償対象外となる職業」に従事する間のケガ ● 乗用具[※]を用いて競技等[※]をしている間のケガ (注)細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。	
	保険期間中の事故によるケガ [※] のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害 [※] が発生した場合 (注)交通事故のみ補償プランには交通事故危険のみ補償特約がセットされているため、交通事故 [※] によるケガに限り保険金をお支払いします。	傷害死亡・後遺障害保険金額 × 約款所定の保険金支払割合(4%～100%) (注1)政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注2)被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療 [※] を要する状態にある場合は、引受保険会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師 [※] の診断に基づき後遺障害 [※] の程度を認定して、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注3)同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、保険金をお支払いします。 (注4)既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする傷害後遺障害保険金は、傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。		など
	保険期間中の事故によるケガ [※] のため、入院 [※] された場合(以下、この状態を「傷害入院」といいます。) (注)交通事故のみ補償プランには交通事故危険のみ補償特約がセットされているため、交通事故 [※] によるケガに限り保険金をお支払いします。	傷害入院保険金日額 × 傷害入院の日数 (注1)傷害入院の日数には以下の日数を含みません。 ・事故の発生の日からその日を含めて支払対象期間 [※] (1,095日)が満了した日の翌日以降の傷害入院の日数 ・1事故に基づく傷害入院について、傷害入院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数 [※] (180日)に到達した日の翌日以降の傷害入院の日数 (注2)傷害入院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ [※] を被った場合は、傷害入院保険金を重ねてはお支払いしません。		
保険期間中の事故によるケガ [※] の治療 [※] のため、傷害入院保険金の支払対象期間 [※] (1,095日)中に手術 [※] を受けられた場合 (注)交通事故のみ補償プランには交通事故危険のみ補償特約がセットされているため、交通事故 [※] によるケガに限り保険金をお支払いします。	1回の手術 [※] について、次の額をお支払いします。 ①入院 [※] 中に受けた手術の場合 … 傷害入院保険金日額 × 10 ②①以外の手術の場合 … 傷害入院保険金日額 × 5 (注)次に該当する場合のお支払方法は下記のとおりとなります。 ①同一の日に複数回の手術を受けた場合 傷害手術保険金の額の高いいずれか1つの手術についてのみ保険金をお支払いします。 ②1回の手術を2日以上にわたって受けた場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ③医科診療報酬点数表に手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術に該当する場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ④医科診療報酬点数表において、一連の治療 [※] 過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定されるものとして定められている区分番号に該当する手術について、被保険者が同一の区分番号に該当する手術を複数回受けた場合 その手術に対して傷害手術保険金が支払われることとなった直前の手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けた手術に対しては、保険金をお支払いしません。			

団体総合生活補償保険(MS&AD型)

傷害保険金

交通事故危険のみ補償特約をセッとする場合

上記に追加される事由

- 交通乗用具[※]を用いて競技等[※]をしている間のケガ
- 職務として交通乗用具への荷物、貨物等の積み込み作業、積卸し作業または交通乗用具上での整理作業中のケガ、および交通乗用具の修理、点検、整備または清掃作業中のケガ
- 職務または実習のための船舶搭乗中のケガ
- グライダー、飛行船、超軽量動力機、ジャイロプレーンに搭乗中のケガ
- 航空運送事業者が路線を定め運行する航空機以外の航空機を操縦している間またはその航空機に職務として搭乗している間のケガ

など

(次ページへつづく)

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合	
傷害保険金 ★傷害補償 (MS&AD型) 特約 	保険期間中の事故によるケガ*のため、通院*された場合(以下、この状態を「傷害通院」といいます。) (注) 通院されない場合、骨折、脱臼、靭(じん)帯損傷等のケガを被った所定の部位*を固定するために医師*の指示によりギプス等*を常時装着したときは、その日数について傷害通院したものとみなします。 (注) 交通事故のみ補償プランには交通事故危険のみ補償特約がセットされているため、交通事故*によるケガに限り保険金をお支払いします。	$\text{傷害通院保険金日額} \times \text{傷害通院の日数}$ (注1) 傷害通院の日数には以下の日数を含みません。 ・事故の発生の日からその日を含めて支払対象期間*(180日)が満了した日の翌日以降の傷害通院の日数 ・1事故に基づく傷害通院について、傷害通院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数*(90日)に到達した日の翌日以降の傷害通院の日数 (注2) 傷害入院保険金をお支払いする期間中に傷害通院された場合は、傷害通院保険金をお支払いしません。 (注3) 傷害通院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ*を被った場合は、傷害通院保険金を重ねてはお支払いしません。	(前ページからのつづき) 上記から除外される事由 ●P33「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ●P33の「補償対象外となる職業」に従事中のケガ ●乗用具*を用いて競技等*をしている間のケガ	
	傷害入院時一時金 ★傷害入院時一時金補償特約	「傷害入院」の状態が、免責期間*(0日)を超えて継続した場合	傷害入院時一時金額の全額 (注1) 1事故に基づく傷害入院につき1回を限度とします。 (注2) 傷害入院時一時金をお支払いする傷害入院の期間中にさらに傷害入院時一時金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ*を被った場合は、傷害入院時一時金を重ねてはお支払いしません。	
	傷害集中治療室等利用時一時保険金 ★傷害による集中治療室等利用時一時保険金補償特約	「傷害入院」に該当し、傷害入院保険金の支払対象期間*(1,095日)中に集中治療室管理等*を受けた場合	$\text{傷害入院保険金日額} \times 20$ (注1) 1事故に基づく傷害入院につき1回を限度とします。 (注2) 傷害集中治療室等利用時一時保険金をお支払いする傷害入院の期間中にさらに傷害集中治療室等利用時一時保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ*を被った場合は傷害集中治療室等利用時一時保険金を重ねてはお支払いしません。	
疾病保険金 ★疾病補償特約 ☆特定精神障害補償特約セット P32(◆1)参照 	保険期間の開始後*(*)に発病*した病気*のため、保険期間中に入院*された場合(以下、この状態を「疾病入院」といいます。) (※) 病気を補償するセットに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。	$\text{疾病入院保険金日額} \times \text{疾病入院の日数}$ (注1) 疾病入院の日数には以下の日数を含みません。 ・疾病入院された日からその日を含めて支払対象期間*(1,095日)が満了した日の翌日以降の疾病入院の日数 ・1回の疾病入院*について、疾病入院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数*(180日)に到達した日の翌日以降の疾病入院の日数 (注2) 疾病入院保険金をお支払いする期間中にさらに疾病入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当する病気*を発病*された場合は、疾病入院保険金を重ねてはお支払いしません。	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による病気* ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為による病気 ●精神障害*(*)およびそれによる病気 ●戦争、その他の変乱*、暴動による病気(テロ行為による病気は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。)* ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による病気*(*) ●妊娠または出産(「療養の給付」等*(*)の対象となるべき期間については、保険金をお支払いします。) ●原因がいかなるときでも、顎(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの* ●健康状況告知のご回答等により補償対象外とする病気*(*) (加入者証等に記載されます。) など (注) 保険期間の開始時*(*)より前に発病*した病気*(*)については保険金をお支払いしません。ただし、病気を補償するセットに継続加入された場合で、病気を発病した時が、その病気による入院*を開始された日*(*)からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、保険金をお支払いします。	
	疾病手術保険金 ★疾病補償特約 ☆特定精神障害補償特約セット P32(◆1)参照 	① 疾病入院保険金をお支払いする場合で、その病気*の治療*のために疾病入院保険金の支払対象期間*(1,095日)中に手術*を受けられたとき。 ② 保険期間の開始後*(*)に発病*した病気*の治療のために、保険期間中に手術を受けられた場合 (※) 病気を補償するセットに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。		1回の手術*について、次の額をお支払いします。 ① 入院*中に受けた手術の場合 $\text{疾病入院保険金日額} \times 10$ ② ①以外の手術の場合 $\text{疾病入院保険金日額} \times 5$ (注) 次に該当する場合のお支払方法は下記のとおりとなります。 ① 同一の日に複数回の手術を受けた場合 疾病手術保険金の額の高いいずれか1つの手術についてのみ保険金をお支払いします。 ② 1回の手術を2日以上にわたって受けた場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ③ 医科診療報酬点数表に手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術に該当する場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ④ 医科診療報酬点数表において、一連の治療*過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定されるものとして定められている区分番号に該当する手術について、被保険者が同一の区分番号に該当する手術を複数回受けた場合 その手術に対して疾病手術保険金が支払われることとなった直前の手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けた手術に対しては、保険金をお支払いしません。

(次ページへつづく)

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
<p>疾病放射線治療保険金 ★疾病補償特約 ☆特定精神障害補償特約セット P32(◆1)参照</p>  <p style="writing-mode: vertical-rl; position: absolute; left: -40px; top: 50px;">疾病保険金</p>	<p>①疾病入院保険金をお支払いする場合で、その病気*の治療*のために疾病入院保険金の支払対象期間*(1,095日)中に放射線治療*を受けられたとき。</p> <p>②保険期間の開始後*に発病*した病気の治療のために、保険期間中に放射線治療を受けられた場合</p> <p>(*)病気を補償するセットに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。</p>	<p>1回の放射線治療*について、次の額をお支払いします。</p> <p>$\text{疾病入院保険金日額} \times 10$</p> <p>(注1) 同一の日に複数回の放射線治療を受けた場合は、いずれか1つの放射線治療についてのみ保険金をお支払いします。</p> <p>(注2) 疾病放射線治療保険金を支払うべき放射線治療を複数回受けた場合は、疾病放射線治療保険金が支払われることとなった直前の放射線治療を受けた日からその日を含めて60日以内に受けた放射線治療については、保険金をお支払いしません。</p>	<p>(前ページからのつづき)</p> <p>(*1) 「精神障害」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードF00からF09またはF20からF99に規定されたものの以外とし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」によります。(特定精神障害補償特約(自動的にセットされます。))のセット後の内容となります。)</p> <p><支払対象外となる精神障害の例></p> <p>アルコール依存、薬物依存 など</p> <p>(*2) これにより発生した保険金支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合は、保険金の全額または一部をお支払いすることがあります。</p> <p>(*3) 公的医療保険を定める法令に規定された「療養の給付」に要する費用ならびに「療養費」、「家族療養費」および「保険外併用療養費」をいいます。</p> <p>(*4) その病気と医学上因果関係がある病気*を含みます。</p> <p>(*5) 病気を補償するセットに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。</p> <p>(*6) 疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または疾病放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術の開始時」、「放射線治療の開始時」に疾病入院が開始したものとみなします。</p>
<p>疾病入院時一時金 ★疾病入院時一時金補償特約 ☆特定精神障害補償特約セット P32(◆1)参照</p>	<p>「疾病入院」の状態が、免責期間*(0日)を超えて継続した場合</p>	<p>疾病入院時一時金額の全額</p> <p>(注1) 1回の疾病入院*につき1回を限度にお支払いします。</p> <p>(注2) 疾病入院時一時金をお支払いする期間中にさらに疾病入院時一時金の「保険金をお支払いする場合」に該当する病気*を発病*した場合は、疾病入院時一時金を重ねてはお支払いしません。</p>	<p>疾病保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」と同じ。ただし、(注)および(*5)の「病気を補償する加入タイプ」を「この特約をセットしたご契約」と読み替えます。</p>
<p>疾病集中治療室等利用時一時保険金 ★疾病による集中治療室等利用時一時保険金補償特約 ☆特定精神障害補償特約セット</p>	<p>「疾病入院」に該当し、疾病入院保険金の支払対象期間*(1,095日)中に集中治療室管理等*を受けた場合</p>	<p>疾病入院保険金日額 $\times 20$</p> <p>(注1) 1回の疾病入院*につき1回を限度とします。</p> <p>(注2) 疾病集中治療室等利用時一時保険金をお支払いする疾病入院の期間中にさらに疾病集中治療室等利用時一時保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当する病気*を発病*した場合は、疾病集中治療室等利用時一時保険金を重ねてはお支払いしません。</p>	<p>疾病保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」と同じ。ただし、(注)および(*5)の「病気を補償する加入タイプ」を「この特約をセットしたご契約」と読み替えます。</p>
<p>先進医療費用保険金 ★先進医療費用保険金補償特約 ☆特定精神障害補償特約セット</p> 	<p>ケガ*または病気*の治療*のため、保険期間中に日本国内において先進医療*^(*)を受けた場合で、被保険者が先進医療に伴う費用を負担されたとき。</p> <p>(次ページへつづく)</p>	<p>被保険者が負担された次の費用を被保険者にお支払いします。</p> <p>ア. 先進医療に要する費用*^(*)</p> <p>イ. 先進医療を受けるための病院等との間の交通費(転院、退院のための交通費を含みます。)</p> <p>ウ. 先進医療を受けるための宿泊費(1泊につき1万円限度)</p> <p>(*) 先進医療を受けた場合の費用のうち、保険外併用療養費およびこれに伴う一部負担金以外の費用をいいます。ただし、保険外併用療養費には、保険外併用療養費に相当する家族療養費を含みます。なお、保険外併用療養費とは、公的医療保険制度から給付される部分をいい、一部負担金とは公的医療保険制度と同様の本人負担金をいいます。</p> <p>(次ページへつづく)</p>	<p>【ケガの治療のため、先進医療を受けた場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ* ● 闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ ● 自動車等*の無資格運転、酒気帯び運転*または麻薬等を使用している運転中のケガ ● 脳疾患、病気*または心神喪失によるケガ ● 妊娠、出産、早産または流産によるケガ <p>(次ページへつづく)</p>

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
<p>先進医療費用保険金 ★先進医療費用保険金補償特約 ☆特定精神障害補償特約セット</p> 	<p>(前ページからのつづき) (注1)【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】 先進医療に伴う費用を補償するセットに継続加入の場合、ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、先進医療費用保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。 ①ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ②この保険契約のお支払条件で算出した金額 ただし、ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時が、そのケガまたは病気によって先進医療を開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した額をお支払いします。 (*1)「先進医療」とは、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの(先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限り、)をいいます。医療技術、医療機関および適応症等が先進医療に該当しない場合、支払対象外となります。なお、先進医療の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。受療された日現在において、先進医療に該当しない場合、お支払いの対象外となります。 (*2)先進医療の原因となった病気と医学上因果関係がある病気*を含みます。</p>	<p>(前ページからのつづき) (注1)加害者等から支払われる損害賠償金などがある場合は、被保険者が負担された費用から差し引きます。 (注2)保険金のお支払額は、保険期間を通じ、先進医療費用保険金額が限度となります。 (注3)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。</p>	<p>(前ページからのつづき) ●引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療*以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ ●戦争、その他の変乱*、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ●原因がいかなくとも、頸(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの* ●入浴中の溺水*(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって発生した場合には、保険金をお支払いします。) ●原因がいかなくとも、誤嚥(えん)*によって発生した肺炎 ●P33の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ●P33の「補償対象外となる職業」に従事中のケガ ●乗用具*を用いて競技等*をしている間のケガ など (注)細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。 【病気*の治療のため、先進医療を受けた場合】疾病保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」と同じ。ただし、疾病保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」の(注)を次のとおり読み替えます。 (注)保険期間の開始時(*5)より前に被ったケガまたは発病*した病気(*4)については保険金をお支払いしません。ただし、先進医療に伴う費用を補償するセットに継続加入された場合で、ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時が、そのケガまたは病気による先進医療を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、保険金をお支払いします。 (*4)その病気と医学上因果関係がある病気*を含みます。 (*5)先進医療に伴う費用を補償するセットに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。</p>
<p>がん診断保険金 ★がん診断保険金補償(待機期間不設定型)特約</p> 	<p>医師*によって、病理組織学的所見(生検)により特約記載のがん(悪性新生物)*に罹患したことが診断され、治療*を開始された場合(保険期間中にがんと診断された場合に限り、) (注1)病理組織学的所見(生検)が得られない場合、他の所見による診断も認めることがあります。 (注2)【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】 がん診断保険金を補償する加入タイプに継続加入の場合で、被保険者ががん(悪性新生物)*を発病した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。 ①がん(悪性新生物)*を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ②この保険契約のお支払条件で算出した金額 (次ページへつづく)</p>	<p>がん診断保険金額の全額 (注1)保険期間中1回に限り、 (注2)被保険者が医師*から傷病名の告知を受けていないことにより保険金を請求できない場合は、法律上の配偶者が被保険者に代わって保険金を請求することができます。なお、被保険者に法律上の配偶者がいない場合には、被保険者と生計を共にする配偶者以外の親族(6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。)が被保険者に代わって保険金を請求することができます。</p>	<p>疾病保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」((注)を除きます。)のほか、次の場合は保険金をお支払いしません。 ●がん診断時が、この保険契約の始期日*より前の場合 ●既に保険金をお支払いしたがんの再発・転移によるがん(既に保険金をお支払いしたがんと同じ部位に再発したがんを含みます。) など (*この特約をセットしたご契約に継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の始期日をいいます。</p>

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合																												
<p>がん診断保険金 ★がん診断保険金補償(待機期間不設定型)特約</p> 	<p>(前ページからのつづき) ただし、がん(悪性新生物)^(*)を発病した時が、がん診断時の属する日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した額をお支払いします。 (*)がん(悪性新生物)と医学上因果関係がある病気[*]を含みます。</p>																														
<p>抗がん剤治療保険金 ★抗がん剤治療特約 ☆保険金の請求に関する特約セット</p> 	<p>保険期間の開始後^{(*)1}に発病[*]したがん(悪性新生物)[*]の治療[*]のため、保険期間中に抗がん剤^{(*)2}治療を開始した場合(注1)同一の月に複数回の抗がん剤治療を受けた場合は、1つの抗がん剤治療についてのみ保険金をお支払いします。 (注2)先進医療に該当するもの、治験薬剤による治療は補償の対象になりません。 (注3)【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】 この特約をセットした加入タイプに継続加入の場合で、被保険者が抗がん剤治療の原因となったがん(悪性新生物)を発病した時がこの保険期間の保険期間の開始日より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。 ①がん(悪性新生物)を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ②この保険契約のお支払条件で算出した金額 ただし、がん(悪性新生物)を発病した時が、そのがんによる抗がん剤治療を開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前である場合は、②により算出した額をお支払いします。 (*)1抗がん剤治療を補償するセットに継続加入される場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。 (*)2投薬または処方された時点で、がんを適応症として厚生労働大臣により承認されている次の①および②のいずれにも該当する薬剤をいいます。 ①厚生労働大臣による製造販売の承認時に、被保険者の罹患したがんの治療に対する効能または効果が認められた薬剤 ②世界保健機関の解剖治療化学分類法による医薬品分類のうち、次に分類される薬剤</p> <table border="1" data-bbox="406 1680 718 1915"> <tr> <th colspan="2">世界保健機関の解剖治療化学分類法による医薬品分類</th> </tr> <tr> <td>L01. 抗悪性腫瘍薬</td> <td></td> </tr> <tr> <td>L02. 内分泌療法(ホルモン療法)^{(*)3}</td> <td></td> </tr> <tr> <td>L03. 免疫賦活薬</td> <td></td> </tr> <tr> <td>L04. 免疫抑制剤</td> <td></td> </tr> <tr> <td>V10. 治療用放射性医薬品</td> <td></td> </tr> </table> <p>(*)3内分泌療法(ホルモン療法)とは、がん細胞の発育・増殖を阻止するために、がん細胞の発育・増殖を促進するホルモンと拮抗する他のホルモンを投与したり、ホルモンの生成や作用を減弱させる薬剤を投与したりする療法をいいます。</p>	世界保健機関の解剖治療化学分類法による医薬品分類		L01. 抗悪性腫瘍薬		L02. 内分泌療法(ホルモン療法) ^{(*)3}		L03. 免疫賦活薬		L04. 免疫抑制剤		V10. 治療用放射性医薬品		<p>抗がん剤治療を受けた月ごとに次の額をお支払いします。 抗がん剤治療保険金額× 下表の倍率</p> <table border="1" data-bbox="742 526 1029 884"> <thead> <tr> <th>世界保健機関の解剖治療化学分類法による医薬品分類・がんの種類</th> <th>倍率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>L01. 抗悪性腫瘍薬</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>L02. 内分泌療法(ホルモン療法)^(*)</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>乳がん、前立腺がん</td> <td></td> </tr> <tr> <td>上記以外のがん</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>L03. 免疫賦活薬</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>L04. 免疫抑制剤</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>V10. 治療用放射性医薬品</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)保険期間を通じて抗がん剤治療保険金額の120倍が限度となります。 (*)内分泌療法(ホルモン療法)とは、がん細胞の発育・増殖を阻止するために、がん細胞の発育・増殖を促進するホルモンと拮抗する他のホルモンを投与したり、ホルモンの生成や作用を減弱させる薬剤を投与したりする療法をいいます。</p>	世界保健機関の解剖治療化学分類法による医薬品分類・がんの種類	倍率	L01. 抗悪性腫瘍薬	2	L02. 内分泌療法(ホルモン療法) ^(*)	1	乳がん、前立腺がん		上記以外のがん	2	L03. 免疫賦活薬	2	L04. 免疫抑制剤	2	V10. 治療用放射性医薬品	2	<p>●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるがん(悪性新生物)[*] ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるがん(悪性新生物) ●戦争、その他の変乱[*]、暴動によるがん(悪性新生物)(テロ行為によるがん(悪性新生物)は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。)^{(*)1} ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるがん(悪性新生物)^{(*)1} など (注)保険期間の開始時^{(*)2}より前に発病[*]したがん(悪性新生物)(転移したがん^{(*)3}を含みます)については保険金をお支払いしません。ただし、この特約をセットしたご契約に継続加入された場合で、がんを発病した時が、そのがんによる抗がん剤治療を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、保険金をお支払いします。 (*)1これにより発生した保険金支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合は、保険金の全額または一部をお支払いすることがあります。 (*)2この特約をセットしたご契約に継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約のご加入時をいいます。 (*)3転移したがんとは、原発巣(最初にがんが発生した場所をいいます。)が同じであると診断されたがんをいい、そのがんと同じ部位に再発したがんを含みます。</p>
世界保健機関の解剖治療化学分類法による医薬品分類																															
L01. 抗悪性腫瘍薬																															
L02. 内分泌療法(ホルモン療法) ^{(*)3}																															
L03. 免疫賦活薬																															
L04. 免疫抑制剤																															
V10. 治療用放射性医薬品																															
世界保健機関の解剖治療化学分類法による医薬品分類・がんの種類	倍率																														
L01. 抗悪性腫瘍薬	2																														
L02. 内分泌療法(ホルモン療法) ^(*)	1																														
乳がん、前立腺がん																															
上記以外のがん	2																														
L03. 免疫賦活薬	2																														
L04. 免疫抑制剤	2																														
V10. 治療用放射性医薬品	2																														

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合								
<p>三大疾病診断保険金 ★三大疾病診断保険金補償(待機期間不設定型)特約</p> 	<p>医師*によって、特約記載の三大疾病(がん(悪性新生物)*、急性心筋梗塞、脳卒中をいいます。)に罹患、発病*したことが診断され、治療*を開始し、下表の支払要件を充足した場合(保険期間中にごんと診断された場合、または急性心筋梗塞もしくは脳卒中により入院*された場合に限ります。)</p> <table border="1" data-bbox="347 385 724 792"> <thead> <tr> <th>支払事由</th> <th>支払要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>がん(悪性新生物)に罹患したこと。ただし、病理組織学的所見(生検)^(※1)により診断された場合に限ります。</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>急性心筋梗塞を発病したこと。</td> <td>その急性心筋梗塞の治療を直接の目的として入院を開始したこと。</td> </tr> <tr> <td>脳卒中を発病したこと。</td> <td>その脳卒中の治療を直接の目的として入院を開始したこと。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※1)病理組織学的所見(生検)が得られない場合、他の所見による診断も認めることがあります。 (注)【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】 三大疾病診断保険金を補償する加入タイプに継続加入の場合で、被保険者ががん(悪性新生物)、急性心筋梗塞または脳卒中^(※2)を発病した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。 ①がん(悪性新生物)、急性心筋梗塞または脳卒中を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ②この保険契約のお支払条件で算出した金額 ただし、がん(悪性新生物)、急性心筋梗塞または脳卒中を発病した時が、がん診断時または急性心筋梗塞もしくは脳卒中による入院の開始時からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した額をお支払いします。 (※2)がん(悪性新生物)、急性心筋梗塞または脳卒中と医学上因果関係がある病気*を含みます。</p>	支払事由	支払要件	がん(悪性新生物)に罹患したこと。ただし、病理組織学的所見(生検) ^(※1) により診断された場合に限ります。	—	急性心筋梗塞を発病したこと。	その急性心筋梗塞の治療を直接の目的として入院を開始したこと。	脳卒中を発病したこと。	その脳卒中の治療を直接の目的として入院を開始したこと。	<p>三大疾病診断保険金額の全額 (注1)保険期間中1回に限ります。 (注2)被保険者が医師*から傷病名の告知を受けていないことにより保険金を請求できない場合は、法律上の配偶者が被保険者に代わって保険金を請求することができます。なお、被保険者に法律上の配偶者がいない場合には、被保険者と生計を共にする配偶者以外の親族(6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。)が被保険者に代わって保険金を請求することができます。</p>	<p>疾病保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」(注)を除きます。)のほか、次の場合は保険金をお支払いしません。 ●がん(悪性新生物)*、急性心筋梗塞または脳卒中を発病*した時が、この保険契約の始期日^(※)より前の場合 ●既に保険金をお支払いしたがんの再発・転移によるがん(既に保険金をお支払いしたがんと同じ部位に再発したがんを含みます。) ●既に保険金をお支払いした急性心筋梗塞または脳卒中(これと医学上因果関係がある急性心筋梗塞または脳卒中を含みます。) など (*)この特約をセットしたご契約に継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の始期日をいいます。</p>
支払事由	支払要件										
がん(悪性新生物)に罹患したこと。ただし、病理組織学的所見(生検) ^(※1) により診断された場合に限ります。	—										
急性心筋梗塞を発病したこと。	その急性心筋梗塞の治療を直接の目的として入院を開始したこと。										
脳卒中を発病したこと。	その脳卒中の治療を直接の目的として入院を開始したこと。										
<p>日常生活賠償保険金 ★日常生活賠償特約</p> 	<p>①保険期間中の次のア.またはイ.の偶然な事故により、他人の生命または身体を害したり、他人の物を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負われた場合 ②日本国内において保険期間中の次のア.またはイ.の偶然な事故により、誤って線路へ立入ってしまったこと等が原因で電車等^(※1)を運行不能^(※2)にさせ、法律上の損害賠償責任を負われた場合</p> <table border="1" data-bbox="375 1848 724 1982"> <tbody> <tr> <td>ア.本人の居住の用に供される住宅^(※3)の所有、使用または管理に起因する偶然な事故</td> </tr> <tr> <td>イ.被保険者の日常生活に起因する偶然な事故</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※1)電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用車をいいます。 (次ページへつづく)</p>	ア.本人の居住の用に供される住宅 ^(※3) の所有、使用または管理に起因する偶然な事故	イ.被保険者の日常生活に起因する偶然な事故	<p>被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額 + 判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金 - 被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額 - 免責金額*(0円) (注1)1回の事故につき、日常生活賠償保険金額が限度となります。 (注2)損害賠償金額等の決定については、あらかじめ引受保険会社の承認を必要とします。 (次ページへつづく)</p>	<p>●保険契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意による損害 ●被保険者の業務遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任) ●他人から借りたり預かったりした物を壊したことによる損害賠償責任 ●被保険者と同居する親族*に対する損害賠償責任 ●被保険者の使用人(家事使用人を除きます。)が業務遂行中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任 ●第三者との損害賠償に関する約定によって加重された損害賠償責任 ●心神喪失に起因する損害賠償責任 ●被保険者または被保険者の指図による暴行、殴打による損害賠償責任 ●自動車等*の車両(ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。)、船舶、航空機、銃器、業務のために使用する動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 (次ページへつづく)</p>						
ア.本人の居住の用に供される住宅 ^(※3) の所有、使用または管理に起因する偶然な事故											
イ.被保険者の日常生活に起因する偶然な事故											

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
<p>日常生活賠償 保険金 ★日常生活賠償 特約</p> 	<p>(前ページからのつづき) (*2) 正常な運行ができなくなることをいいます。ただし、運行することにつき、物理的な危険を伴うものをいいます。 (*3) 敷地内の動産および不動産を含みます。 (注) 被保険者の範囲は、本人、配偶者*、同居の親族および別居の未婚*の子となります。なお、これらの方が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。)を被保険者とします。「同居の親族」とは、本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。「別居の未婚の子」とは、本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子をいいます。</p>	<p>(前ページからのつづき) (注3) 上記算式により計算した額とは別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用、示談交渉費用、争訟費用等をお支払いします。 (注4) 日本国内において発生した事故については、被保険者のお申出により、示談交渉をお引受します。ただし、損害賠償請求権者が同意されない場合、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が日常生活賠償保険金額を明らかに超える場合、正当な理由なく被保険者が協力を拒んだ場合、損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合には示談交渉を行うことができませんのでご注意ください。 (注5) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。</p>	<p>(前ページからのつづき) ●戦争、その他の変乱*、暴動による損害 ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 など</p>
<p>弁護士費用等 保険金・法律相談 費用保険金 ★弁護士費用特約</p>  <p>団体総合生活補償保険(MS&AD型)</p>	<p>①日本国内における偶然な事故により保険期間中に被害(*1)を被った被保険者が、法律上の損害賠償請求を行った場合 ②日本国内における偶然な事故により保険期間中に被害(*1)を被った被保険者が、法律相談を行った場合(*2) (*1)「被害」とは、被保険者が被った身体の障害または住宅・被保険者の日常生活用財産の損壊(*3)または盗取をいいます。「身体の障害」とは、生命または身体を害することをいいます。 (*2)被害に対する法律相談が、被害の発生日からその日を含めて3年以内に開始されたときに限ります。 (*3)「損壊」とは、滅失、破損または汚損をいいます。 (注) 被保険者の範囲は、本人、配偶者*、同居の親族および別居の未婚*の子となります。「同居の親族」とは、本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。「別居の未婚の子」とは、本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子をいいます。</p>	<p>【左記「保険金をお支払いする場合」の①の場合】 引受保険会社の同意を得て支出した弁護士費用等*の額 【左記「保険金をお支払いする場合」の②の場合】 引受保険会社の同意を得て支出した法律相談費用*の額 (*1)1事故(*3)につき被保険者1名ごとに弁護士費用等保険金額が限度となります。 (*2)1事故(*3)につき被保険者1名ごとに10万円が限度となります。 (*3)1事故とは、発生時期または発生場所にかかわらず、同一の原因から発生した一連の事故をいいます。 (注1) 保険金をお支払いした後に次のいずれかに該当された場合は、弁護士費用等保険金の全部または一部を返還していただきます。 ・弁護士等への委任の取消等により着手金の返還を受けた場合 ・訴訟の判決に基づき、被害を被った被保険者が賠償義務者*から弁護士費用等の支払いを受けた場合で、「判決で確定された弁護士費用等の額と既にお支払いした弁護士費用等保険金の額の合計額」が「被保険者が弁護士等に支払った費用の全額」を超過したとき。 (注2) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。</p>	<p>●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によって発生した被害 ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって発生した被害 ●被保険者相互間の事故によって発生した被害 ●自動車等*の無資格運転または酒気帯び運転*中の事故によって発生した被害 ●被保険者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤またはシンナー等の影響を受けているおそれがある状態での事故 ●住宅または日常生活用財産の詐取または紛失によって発生した被害 ●専ら被保険者の業務の用に供される財産の損壊または盗取によって発生した被害 ●大気汚染、水質汚濁等の環境汚染。(環境汚染の発生が不測かつ突発的な事故による場合には、保険金の支払対象となります。) ●住宅または日常生活用財産自体の自然の消耗、劣化、性質による変色・さび・かび・腐敗・ひび割れ・はがれ・発酵・自然発熱、欠陥等による被害 ●被保険者が違法に所有・占有する財物の損壊または盗取 ●被保険者の業務遂行に直接起因する事故 ●診療、投薬、身体の整形、マッサージ等の外科的手術その他の医療処置によって発生した被害 ●妊娠、出産、早産または流産によって発生した被害 ●石綿等が有する発がん性等有毒な特性に起因する被害事故 ●外因性内分泌かく乱化学物質(医薬品としホルモン作用を持つように合成された合成ホルモンなど)の有害な特性によって発生した被害 ●電磁波障害による事故 ●日照権、騒音、悪臭等、住宅または日常生活用財産の損壊または盗取を伴わない事由にかかわる法律相談を行うことによる損害 (次ページへつづく)</p>

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
弁護士費用等 保険金・法律相談 費用保険金 ★弁護士費用特約 			(前ページからのつづき) ●戦争、その他の変乱*、暴動によって発生した被害(テロ行為により発生した費用は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によって発生した被害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によって発生した被害 ●公権力の行使(住宅または日常生活用動産の差押え・没収・破壊等)によって発生した被害 ●被保険者が第三者との間に損害賠償に関する特別の約定を締結している場合において、その約定によって加重された損害賠償責任に関する弁護士費用等または法律相談費用を保険金請求権者が負担することによって被る損害 など
介護一時金 本人介護 ★介護一時金 支払特約 	保険期間中に、被保険者*が要介護状態(要介護3以上の状態)*となり、90日を超えて継続した場合 (*この特約の被保険者として加入者証等に記載された方をいいます。 (注)【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】 被保険者が要介護状態となった場合に補償する加入タイプに継続加入の場合で、要介護状態の原因となった事由が発生した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い金額となります。 ①要介護状態の原因となった事由が発生した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ②この保険契約のお支払条件で算出した金額 ただし、要介護状態の原因となった事由が発生した時が、その要介護状態の要介護状態開始日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した金額をお支払いします。	介護一時金額の全額 (注)介護一時金をお支払いした場合、この特約は失効します。	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による要介護状態 ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為による要介護状態 ●自動車等*の無資格運転、酒気帯び運転*中の事故による要介護状態 ●麻薬、あへん、大麻または覚せい剤等の使用による要介護状態(ただし、治療*を目的として医師*がこれらのものを用いた場合は、保険金をお支払いします。) ●アルコール依存、薬物依存または薬物乱用による要介護状態(ただし、治療を目的として医師が薬物を用いた場合は、保険金をお支払いします。) ●戦争、その他の変乱*、暴動による要介護状態(テロ行為による要介護状態は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による要介護状態 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による要介護状態 ●原因がいかなくなるまで、頸(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの* ●健康状況告知のご回答等により補償対象外とする病気(加入者証等に記載されます。その病気と医学上因果関係がある病気*を含みます。)による要介護状態 など (注)保険期間の開始時*より前に要介護状態の原因となった事由*が生じた場合は、保険金をお支払いしません。 ただし、この特約をセットしたご契約に継続加入された場合で、要介護状態の原因となった事由*が生じた時が、その事由による要介護状態が開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、介護一時金をお支払いします。 (*1)この特約をセットしたご契約に継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。 (*2)公的介護保険制度*を定める法令の規定による要介護認定または要支援認定の効力が生じた場合を含みます。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
<p>親介護一時金</p> <p>親介護</p> <p>★親介護一時金支払特約</p> 	<p>保険期間中に、特約被保険者^(*)が要介護状態(要介護3以上の状態)[*]となり、90日を超えて継続した場合</p> <p>(*)普通保険約款の被保険者の親(姻族を含みます。)のうち、この特約の被保険者として加入者証等に記載された方をいいます。</p> <p>(注1)【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】</p> <p>親が要介護状態となった場合に補償する加入タイプに継続加入の場合で、要介護状態の原因となった事由が発生した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い金額となります。</p> <p>①要介護状態の原因となった事由が発生した時の保険契約のお支払条件で算出した金額</p> <p>②この保険契約のお支払条件で算出した金額</p> <p>ただし、要介護状態の原因となった事由が発生した時が、その要介護状態の要介護状態開始日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した金額をお支払いします。</p> <p>(注2)特約被保険者が保険金請求者となります。なお、特約被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、同居または生計を共にする配偶者等が保険金を請求できることがあります。詳細はP23の<代理請求人について>をご覧ください。</p>	<p>親介護一時金額の全額</p> <p>(注)親介護一時金をお支払いした場合、この特約は失効します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険契約者、特約被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による要介護状態 ● 闘争行為、自殺行為または犯罪行為による要介護状態 ● 自動車等[*]の無資格運転、酒気帯び運転[*]中の事故による要介護状態 ● 麻薬、あへん、大麻または覚せい剤等の使用による要介護状態(ただし、治療[*]を目的として医師[*]がこれらのものを用いた場合は、保険金をお支払いします。) ● アルコール依存、薬物依存または薬物乱用による要介護状態(ただし、治療を目的として医師が薬物を用いた場合は、保険金をお支払いします。) ● 戦争、その他の変乱[*]、暴動による要介護状態(テロ行為による要介護状態は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ● 地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による要介護状態 ● 核燃料物質等の放射性・爆発性等による要介護状態 ● 原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群[*]、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの[*]など <p>(注) 保険期間の開始時^{(*)1}より前に要介護状態の原因となった事由^{(*)2}が生じた場合は、保険金をお支払いしません。</p> <p>ただし、この特約をセットしたご契約に継続加入された場合で、要介護状態の原因となった事由^{(*)2}が生じた時が、その事由による要介護状態が開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、親介護一時金をお支払いします。</p> <p>(*)1 この特約をセットしたご契約に継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。</p> <p>(*)2 公的介護保険制度[*]を定める法令の規定による要介護認定または要支援認定の効力が生じた場合を含みます。</p>

●柔道整復師(接骨院、整骨院等)による施術の場合、通院日数の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。また、鍼(はり)・灸(きゅう)・マッサージなどの医療類似行為については、医師の指示に基づいて行われた施術のみ、お支払いの対象となります。

(◆1) 疾病保険金(疾病入院保険金、疾病手術保険金、疾病放射線治療保険金)、疾病入院時一時金

【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】

病気^{*}を補償するセットに継続加入の場合で、被保険者が疾病入院^{(*)2}の原因となった病気^{(*)3}を発病^{*}した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。

①病気を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額

②この保険契約のお支払条件で算出した金額

ただし、病気^{(*)3}を発病した時が、その病気による入院^{(*)2}を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した額をお支払いします。

(*)1 疾病入院時一時金においては、「この特約をセットしたご契約」と読み替えます。

(*)2 疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または疾病放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術の開始時」、「放射線治療の開始時」に疾病入院が開始したものとみなします。

(*)3 疾病入院^{(*)2}の原因となった病気と医学上因果関係がある病気^{*}を含みます。

補償対象外となる運動等 / 補償対象外となる職業

●補償対象外となる運動等

山岳登山^(※1)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機^(※2)操縦^(※3)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機^(※4)搭乗、ジャイロプレーン搭乗

その他これらに類する危険な運動

(※1)ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含み、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングは含みません。)をいいます。

(※2)グライダーおよび飛行船を含みません。

(※3)職務として操縦する場合は含みません。

(※4)モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機は含みません。

●補償対象外となる職業

オートテスター(テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手(競輪選手)、モーターボート(水上オートバイを含みます。)、競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士

その他これらと同程度またはそれ以上の危険な職業

【特約の説明】

セットする特約	特約の説明		
条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約(自動セット)	保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱 [*] 、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。		
天災危険補償特約 (基本補償プランK1型・K2型・K3型)	地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ [*] のときも、傷害保険金をお支払いします。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="text-align: center;">同様の取扱いとなる保険金</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・先進医療費用保険金 ・傷害入院時一時金 ・傷害集中治療室等利用時一時保険金 </td> </tr> </table>	同様の取扱いとなる保険金	<ul style="list-style-type: none"> ・先進医療費用保険金 ・傷害入院時一時金 ・傷害集中治療室等利用時一時保険金
同様の取扱いとなる保険金	<ul style="list-style-type: none"> ・先進医療費用保険金 ・傷害入院時一時金 ・傷害集中治療室等利用時一時保険金 		
家族型への変更に関する特約 (J2型)	被保険者の範囲を、「契約概要のご説明」の「被保険者の範囲」に記載のとおり変更します。		
がんのみ補償特約 (がんオプションC1型・C2型)	特約記載のがん(悪性新生物) [*] の治療 [*] を目的とした入院 [*] および通院 [*] の期間ならびに手術 [*] および放射線治療 [*] に限り、疾病保険金をお支払いします。この場合、保険金の請求に関する特約が自動的にセットされます。		
三大疾病のみ補償特約 (三大疾病オプションC3型・C4型)	特約記載の三大疾病(がん(悪性新生物) [*] 、急性心筋梗塞、脳卒中をいいます。)の治療 [*] を目的とした入院 [*] および通院 [*] の期間ならびに手術 [*] および放射線治療 [*] に限り、疾病保険金をお支払いします。この場合、保険金の請求に関する特約が自動的にセットされます。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="text-align: center;">同様の取扱いとなる保険金</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・疾病入院時一時金 ・疾病退院時一時金 ・疾病長期入院一時金 ・疾病長期入院時保険金 ・疾病集中治療室等利用時一時保険金 </td> </tr> </table>	同様の取扱いとなる保険金	<ul style="list-style-type: none"> ・疾病入院時一時金 ・疾病退院時一時金 ・疾病長期入院一時金 ・疾病長期入院時保険金 ・疾病集中治療室等利用時一時保険金
同様の取扱いとなる保険金	<ul style="list-style-type: none"> ・疾病入院時一時金 ・疾病退院時一時金 ・疾病長期入院一時金 ・疾病長期入院時保険金 ・疾病集中治療室等利用時一時保険金 		
保険金の請求に関する特約 (がんオプションC1型・C2型、 三大疾病オプションC3型・C4型)	被保険者が医師 [*] から傷病名の告知を受けていないことにより保険金を請求できない場合は、法律上の配偶者が被保険者に代わって保険金を請求することができます。 (注)被保険者に法律上の配偶者がいない場合には、被保険者と生計を共にする配偶者以外の親族(6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。)が被保険者に代わって保険金を請求することができます。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="text-align: center;">本特約が適用される傷病名</td> <td>・がん(悪性新生物)[*]</td> </tr> </table>	本特約が適用される傷病名	・がん(悪性新生物) [*]
本特約が適用される傷病名	・がん(悪性新生物) [*]		

※印の用語のご説明 詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

ア行

- 「医学上因果関係がある病気」とは、医学上重要な関係にある一連の病気*をいい、病名を異にする場合であってもこれを同一の病気として取り扱います。たとえば、高血圧症とこれに起因する心臓疾患または腎臓疾患等をいいます。
- 「医学的他覚所見のないもの」とは、被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。
- 「医師」とは、被保険者以外の医師をいいます。

特約名称	特約固有の「医師」の範囲
介護一時金支払特約	保険契約者、被保険者または保険
親介護一時金支払特約	金を受け取るべき方以外の医師

- 「1回の疾病入院」とは、疾病入院の退院日の翌日*からその日を含めて180日を経過する日までに、その疾病入院の原因となった病気*（これと医学上因果関係がある病気*を含みます。）によって再度疾病入院に該当した場合には、前の疾病入院と後の疾病入院を合わせて「1回の疾病入院」として取り扱います。
（*）疾病入院時一時金においては、「退院日の翌日」を「退院日」と読み替えます。

カ行

- 「がん（悪性新生物）」には、上皮内新生物を含みます。抗がん剤治療特約においては、上皮内新生物を含みません。
- 「ギプス等」とは、ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらに類するもの（硬性コルセット、創外固定器、その他医学上ギプスと同程度の安静を保つために用いるもの（パストバンド、軟性コルセット、サポーター、頸（けい）椎カラー、厚紙副子、ニーブレース等は含まれません。）をいいます。
- 「競技等」とは、競技、競争、興行*または試運転をいいます。また、競技場におけるフリー走行など競技等に準ずるものを含みます。
（*）いずれもそのための練習を含みます。
- 「行政書士が行う相談」とは、行政書士法第1条の3（業務）第1項第4号に規定する相談をいいます。
- 「頸（けい）部症候群」とは、いわゆる「むちうち症」をいいます。
- 「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。
「急激」とは、「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。
「偶然」とは、「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。
「外来」とは、「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。
「傷害」には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に発生する中毒症状*^(*)を含み、次のいずれかに該当するものを含みません。
①細菌性食中毒
②ウイルス性食中毒
（*1）継続的に吸入、吸収または摂取した結果発生する中毒症状を含みません。
- 「ケガを被った所定の部位」とは、次のいずれかの部位（指、顔面等は含まれません。）をいいます。
・長管骨（上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。以下同様とします。）または脊柱
・長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分（中手骨、中足骨およびそれらより指先側は含まれません。）。ただし、長管骨を含めギプス等*の固定具を装着した場合に限りです。
・肋骨・胸骨（鎖骨、肩甲骨は含まれません。）。ただし、体幹部にギプス等の固定具を装着した場合に限りです。
- 「後遺障害」とは、治療*の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの*を除きます。
- 「交通事故」とは、次の事故をいいます。
①運行中の交通乗用具*との衝突、接触等*^(*)
②運行中の交通乗用具の衝突、接触、火災、爆発等*^(*)
③運行中の交通乗用具の正規の搭乗装置またはその装置のある室内に搭乗中の急激かつ偶然な外来の事故（異常かつ危険な方法で搭乗している場合は含みません。）

カ行

- ④乗客として交通乗用具の改札口を入ってから改札口を出るまでの間の急激かつ偶然な外来の事故
- ⑤道路通行中の、工作用自動車との衝突、接触等または工作用自動車の衝突、接触、火災、爆発等の事故*^(*)（ただし、作業機械としてのみ使用されている工作用自動車に限りです。）
- ⑥交通乗用具の火災
（*）立入禁止の工事現場内、建設現場内、レーシング場のサーキット内、鉄道敷地内等で、かつ、一般には開放されていない状況にある場所で発生した事故は除きます。
- 「交通乗用具」とは、電車、自動車（スノーモービルを含みます。）、原動機付自転車、自転車、航空機、ヨット、モーターボート（水上オートバイを含みます。）、エレベーター等、特約に定められたものをいいます。
- 「公的介護保険制度」とは、介護保険法に基づく介護保険制度をいいます。
- 「誤嚥（えん）」とは、食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ること

サ行

- 「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。
- 「支払限度日数」とは、支払対象期間*内において、支払いの限度となる日数をいい、それぞれについて、加入者証等記載の期間または日数とします。

適用される保険金の名称
・傷害入院保険金 ・傷害通院保険金 ・疾病入院保険金

- 「支払対象期間」とは、支払いの対象となる期間をいい、それぞれについて、加入者証等記載の期間または日数をいいます。なお、入院*が中断している期間がある場合には、その期間を含む継続した期間をいいます。

適用される保険金の名称
・傷害入院保険金 ・傷害通院保険金 ・疾病入院保険金

- 「司法書士が行う相談」とは、司法書士法第3条（業務）第1項第5号および同項第7号に規定する相談をいいます。
- 「集中治療室管理等」とは、次のいずれにも該当する診療行為をいいます。
①厚生労働省告示に定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長または地方厚生支局長に届け出た病院において、内科系、外科系を問わず、呼吸、循環、代謝その他の重篤な急性機能不全の患者に対して、医師*の必要と認める治療看護を強力かつ集中的に行う診療行為
②公的医療保険制度における医科診療報酬点数表において、次のいずれかの算定対象となる診療行為*^(*)
ア.救命救急入院料
イ.集中治療室管理料*^(*)
（*1）診療行為には、歯科診療報酬点数表に列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても算定対象として列挙されている診療行為を含みます。
（*2）集中治療室管理料とは、医科診療報酬点数表において列挙されている診療行為の名称中に「集中治療室管理料」を含むものをいいます。
- 「酒気帯び運転」とは、道路交通法第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等*を運転することをいいます。
- 「手術」とは、次のいずれかに該当する診療行為をいいます。
①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為*^(*)。ただし、創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術ならびに抜歯手術を除きます。
②先進医療*に該当する診療行為*^(*)
（*1）①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されているものを含みます。
（*2）②の診療行為は、治療*を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限りです。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身の薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。

サ行 ●「乗用具」とは、自動車等*、モーターボート(水上オートバイを含みます。)、ゴーカート、スノーモービル、その他これらに類するものをいいます。

●「親族」とは、6親等内の血族、配偶者*および3親等内の姻族をいいます。

●「先進医療」とは、手術*または放射線治療*を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの(先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。)をいいます。なお、先進医療の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。

●「その他の変乱」とは、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変をいいます。

タ行 ●「治療」とは、医師*が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。

●「通院」とは、病院もしくは診療所に通い、または往診もしくは訪問診療により、治療*を受けることをいい、オンライン診療による診察を含みます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。なお、同月に複数回のオンライン診療を受けた場合で、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表においてオンライン診療料を1回算定された場合は、最初の1回のみ通院したものとみなします。

●「溺水」とは、水を吸引したことによる窒息をいいます。

ナ行 ●「入院」とは、自宅等での治療*が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師*の管理下において治療に専念することをいいます。

ハ行 ●「配偶者」とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情(内縁関係)にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。

●「賠償義務者」とは、被保険者に発生した被害に対して法律上の損害賠償責任を負担する者をいいます。

●「発病」とは、医師*が診断*(*)した発病をいいます。ただし、先天性異常については、医師が診断したことによりはじめて発見されることをいいます。

(*)人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。

●「病气」とは、被保険者が被ったケガ*以外の身体の障害をいいます。なお、被保険者が病気によって被ったケガについては、病气として取り扱います。

●「扶養者」とは、被保険者を扶養する方で、加入者証等に記載された方をいいます。

●「弁護士費用等」とは、損害賠償に関する争訟についての次のいずれかに該当する費用をいい、法律相談費用*を除きます。ただし、保険金請求権者が、これらの費用を支出する際の手続き等を行うことによって得られなくなった収入は対象となりません。

①あらかじめ引受保険会社の承認を得て保険金請求権者が委任した弁護士、司法書士または行政書士に対する弁護士報酬^(*)、司法書士報酬^(*)または行政書士報酬^(*)

②訴訟費用、仲裁、和解もしくは調停に要した費用およびその他権利の保全もしくは行使に必要な手続きをするために要した費用

ハ行 (*1)弁護士または司法書士に委任した事件の対象に基づき算定される着手金・手数料、および委任によって確保された利益に基づき算定される報酬金をいいます。

(*2)書類の作成および書類の提出手続きの代理の対価として算定される金額をいいます。

●法律相談とは、次のいずれかに該当する行為をいい、口頭による鑑定、電話による相談またはこれらに付随する手紙等の書面の作成もしくは連絡等、一般的にその資格者の行う相談の範囲内と判断することが妥当であると認められる行為を含みます。なお、訴訟事件、非訟事件、行政庁に対する不服申立事件に関する行為^(*)、書面による鑑定、法律関係の調査、書類作成および法律事務の執行等は含まないものとします。

①弁護士が行う法律相談

②司法書士が行う相談*

③行政書士が行う相談*

(*)審査請求、異議申立て、再審査請求等をいいます。

●「法律相談費用」とは、法律相談*の対価として弁護士、司法書士または行政書士に支払われるべき費用をいいます。なお、書面による鑑定料、着手金、報酬金、手数料、顧問料および日当は含みません。

●「放射線治療」とは、次のいずれかに該当する診療行為をいいます。

①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為

②先進医療*に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為

(注)①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。

マ行 ●「未婚」とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。

●「免責期間」とは、支払いの対象とならない期間をいい、それぞれについて、加入者証等記載の期間または日数をいいます。

適用される保険金の名称

・傷害入院時一時金 ・疾病入院時一時金

●「免責金額」とは、支払保険金の計算にあたって損害または費用の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。

ヤ行 ●「要介護状態(要介護3以上の状態)」とは、次のいずれかに該当する状態をいいます。

①公的介護保険制度*の第1号被保険者(65才以上)

要介護3以上の要介護認定の効力が生じた状態

②公的介護保険制度の第2号被保険者(40才以上65才未満)

要介護3以上の要介護認定の効力が生じた状態。ただし、原因が公的介護保険制度の要介護認定等の対象となる特定疾病(初老期における認知症等の16疾病)に該当しない場合は、要介護3以上に相当する約款所定の寝たきりまたは認知症により介護が必要な状態とします。

③公的介護保険制度の被保険者以外(40才未満)

要介護3以上に相当する約款所定の寝たきりまたは認知症により介護が必要な状態

ゴルフ補償(団体総合生活補償保険(ゴルフプラン))について

※印を付した用語については、P39の「※印の用語のご説明」をご覧ください。(各欄の初出時のみ※印を付しています。)

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
ゴルフ賠償責任保険金 ★ゴルフ賠償責任保険特約	保険期間中のゴルフの練習中、競技中または指導中の偶然な事故により、被保険者 ^(*) が他人の生命または身体を害したり、他人の物(ゴルフカート等他人から借りたり預かったりした物を除きます。)を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負われた場合 (*)本人をいいます。ただし、本人が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(責任無能力者の6親等内の血族、配偶者*および3親等内の姻族に限ります。)を被保険者とします。	被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額 + 判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金 - 被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額 - 免責金額*(0円) (注1)1回の事故につき、保険金額が限度となります。 (注2)損害賠償金額等の決定については、あらかじめ引受保険会社の承認を必要とします。 (注3)上記算式により計算した額とは別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用、示談交渉費用、争訟費用等をお支払いします。 (注4)日本国内において発生した事故については、被保険者のお申出により、示談交渉をお引受します。ただし、損害賠償請求権者が同意されない場合、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合、正当な理由なく被保険者が協力を拒んだ場合、損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合には示談交渉を行うことができませんのでご注意ください。 (注5)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。	●保険契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意による損害 ●他人から借りたり預かったりした物を壊したことによる損害賠償責任 ●被保険者と同居する親族*に対する損害賠償責任 ●被保険者の使用人(ゴルフの補助者として使用するキャディを除きます。)が業務従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任 ●第三者との損害賠償に関する約定によって加重された損害賠償責任 ●心神喪失に起因する損害賠償責任 ●被保険者または被保険者の指図による暴行、殴打による損害賠償責任 ●自動車等*の車両(ゴルフ場敷地内*におけるゴルフカートを除きます。)、船舶、航空機、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ●戦争、その他の変乱*、暴動による損害 ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 など
傷害死亡保険金 ★ゴルフ傷害補償特約	保険期間中のゴルフ場敷地内*におけるゴルフの練習中、競技中または指導中の事故によるケガ*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	傷害死亡・後遺障害保険金額の全額 (注1)傷害死亡保険金受取人(定めなかった場合は被保険者の法定相続人)にお支払いします。 (注2)既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額をお支払いします。	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ* ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ ●脳疾患、病気または心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ ●引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療*以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ ●戦争、その他の変乱*、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ ●核燃料物質等の放射性・爆発性によるケガ ●原因がいかなくとも、頸(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの* ●入浴中の溺水*(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって発生した場合に、保険金をお支払いします。) ●原因がいかなくとも、誤嚥(えん)*によって発生した肺炎 など (注)細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。
傷害後遺障害保険金 ★ゴルフ傷害補償特約	保険期間中のゴルフ場敷地内*におけるゴルフの練習中、競技中または指導中の事故によるケガ*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害*が発生した場合	傷害死亡・後遺障害保険金額 × 約款所定の保険金支払割合(4%~100%) (注1)政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注2)被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療*を要する状態にある場合は、引受保険会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師*の診断に基づき後遺障害*の程度を認定して、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注3)同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、保険金をお支払いします。 (注4)既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする傷害後遺障害保険金は、傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	●戦争、その他の変乱*、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ ●核燃料物質等の放射性・爆発性によるケガ ●原因がいかなくとも、頸(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの* ●入浴中の溺水*(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって発生した場合に、保険金をお支払いします。) ●原因がいかなくとも、誤嚥(えん)*によって発生した肺炎 など (注)細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。
傷害入院保険金 ★ゴルフ傷害補償特約	保険期間中のゴルフ場敷地内*におけるゴルフの練習中、競技中または指導中の事故によるケガ*のため、入院*された場合(以下、この状態を「傷害入院」といいます。)	傷害入院保険金日額 × 傷害入院の日数 (注1)傷害入院の日数には以下の日数を含みません。 ・事故の発生の日からその日を含めて支払対象期間*(180日)が満了した日の翌日以降の傷害入院の日数 ・1事故に基づく傷害入院について、傷害入院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数*(180日)に到達した日の翌日以降の傷害入院の日数 (注2)傷害入院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ*を被った場合は、傷害入院保険金を重ねてはお支払いしません。	●戦争、その他の変乱*、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ ●核燃料物質等の放射性・爆発性によるケガ ●原因がいかなくとも、頸(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの* ●入浴中の溺水*(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって発生した場合に、保険金をお支払いします。) ●原因がいかなくとも、誤嚥(えん)*によって発生した肺炎 など (注)細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。

団体総合生活補償保険(ゴルフプラン)

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
傷害手術 保険金 ★ゴルフアワー傷 害補償特約	保険期間中のゴルフ場敷地内*におけるゴルフの練習中、競技中または指導中の事故によるケガ*の治療*のため、傷害入院保険金の支払対象期間*(180日)中に手術*を受けられた場合	1回の手術*について、次の額をお支払いします。 ①入院*中に受けた手術の場合 $\text{傷害入院保険金日額} \times 10$ ②①以外の手術の場合 $\text{傷害入院保険金日額} \times 5$ (注)次に該当する場合のお支払方法は下記のとおりとなります。 ①同一の日に複数回の手術を受けた場合 傷害手術保険金の額の高いいずれか1つの手術についてのみ保険金をお支払いします。 ②1回の手術を2日以上にわたって受けた場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとしします。 ③医科診療報酬点数表に手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術に該当する場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとしします。 ④医科診療報酬点数表において、一連の治療*過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定されるものとして定められている区分番号に該当する手術について、被保険者が同一の区分番号に該当する手術を複数回受けた場合 その手術に対して傷害手術保険金が支払われることとなった直前の手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けた手術に対しては、保険金をお支払いしません。	(P36の傷害死亡保険金と同じ)
傷害通院 保険金 ★ゴルフアワー傷 害補償特約	保険期間中のゴルフ場敷地内*におけるゴルフの練習中、競技中または指導中の事故によるケガ*のため、通院*された場合(以下、この状態を「傷害通院」といいます。) (注)通院されない場合で、骨折、脱臼、靭(じん)帯損傷等のケガを被った所定の部位*を固定するために医師*の指示によりギプス等*を常時装着したときは、その日数について傷害通院したものとみなします。	$\text{傷害通院保険金日額} \times \text{傷害通院の日数}$ (注1)傷害通院の日数には以下の日数を含みません。 ・事故の発生日からその日を含めて支払対象期間*(180日)が満了した日の翌日以降の傷害通院の日数 ・1事故に基づく傷害通院について、傷害通院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数*(90日)に到達した日の翌日以降の傷害通院の日数 (注2)傷害入院保険金をお支払いする期間中に傷害通院された場合は、傷害通院保険金をお支払いしません。 (注3)傷害通院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ*を被った場合は、傷害通院保険金を重ねてはお支払いしません。	
ゴルフ用品 保険金 ★ゴルフ用品補 償特約	保険期間中のゴルフ場敷地内*におけるゴルフ用品*(*)の盗難またはゴルフクラブの破損・曲損事故が起きた場合 (*)[「ゴルフ用品」とは、被保険者が所有するゴルフクラブ、ゴルフボールその他のゴルフ用に設計された物および被服類ならびにそれらを収容するバッグ類をいいます。ただし、ゴルフ用に設計された物であっても時計、宝石、貴金属、財布、ハンドバッグ等の携行品は、含みません。] (注1)自宅駐車場等、ゴルフ場敷地内以外の場所での盗難および破損・曲損事故に対しては保険金をお支払いしません。また、ゴルフボールの盗難については、他のゴルフ用品の盗難と同時に発生した場合に限り保険金をお支払いします。 (注2)ゴルフクラブ以外のゴルフ用品の破損・曲損に対しては保険金をお支払いしません。	被害物の損害額(被害物の修理費または時価額*のいずれか低い方が限度となります。)をお支払いします。 (注1)保険金のお支払額は、保険期間を通じ、保険金額が限度となります。 (注2)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。	<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による損害 ●被保険者と同居する親族*の故意による損害 ●ゴルフ用品の自然の消耗、劣化、性質による変色・さび・かび・腐敗・ひび割れ・はがれ・発酵・自然発熱、ねずみ食い、虫食い、欠陥等による損害 ●ゴルフ用品の平常の使用または管理において通常発生し得るすり傷、かき傷、塗装のはがれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷、またはゴルフ用品の汚損であって、ゴルフ用品が有する機能の喪失または低下を伴わない損害(ただし、ゴルフ用品の盗難によって発生した損害の場合は、保険金をお支払いします。) ●ゴルフ用品の置き忘れまたは紛失による損害 ●戦争、その他の変乱*、暴動による損害(テロ行為による損害は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 など

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
ホールインワン・アルバトロス費用保険金 ★ホールインワン・アルバトロス費用補償特約(団体総合生活補償保険用) 	日本国内のゴルフ場*において被保険者が達成した次のホールインワン*またはアルバトロス*について、達成のお祝いとして実際にかかった費用をお支払いします。 ①次のアおよびイの両方が目撃*したホールインワンまたはアルバトロス ア. 同伴競技者* イ. 同伴競技者以外の第三者(同伴キャディ*等。具体的には次の方をいいます。) 同伴キャディ、ゴルフ場使用人、ゴルフ場内の売店運営業者、ワン・オン・イベント業者、先行・後続のパーティのプレイヤー、公式競技参加者、公式競技の競技委員、ゴルフ場に入出入りする造園業者・工事業者など (注)原則として、セルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスは保険金支払いの対象にはなりません。セルフプレーでキャディを同伴していない場合は、同伴キャディの目撃証明に替えて前記イの目撃証明がある場合に限り保険金をお支払いします。 ②達成証明資料(*1)によりその達成を客観的に証明できるホールインワンまたはアルバトロス なお、対象となるホールインワンまたはアルバトロスは、 ●アマチュアゴルファーが、ゴルフ場で、パー35以上の9ホールを正規にラウンドし、 ●1名以上の同伴競技者と共に(公式競技の場合は同伴競技者は不要です。)プレー中のホールインワンまたはアルバトロスで、 ●その達成および目撃証明を引受保険会社所定のホールインワン・アルバトロス証明書(*2)により証明できるものに限ります。 (*1)「達成証明資料」とは、ビデオ映像等によりホールインワンまたはアルバトロスの達成を客観的に確認できる記録媒体に記録された映像等資料をいいます。 (*2)「引受保険会社所定のホールインワン・アルバトロス証明書」には次のすべての方の署名または記名・押印が必要です。 (a) 同伴競技者 (b) 同伴競技者以外のホールインワンまたはアルバトロスの達成を目撃した第三者(達成証明資料がある場合は不要です) (c) ゴルフ場の支配人、責任者またはその業務を代行もしくは行使する権限を有する者 (注)この特約は、ゴルフの競技または指導を職業としている方が被保険者となる場合にはセットすることができません。	次の費用のうち実際に支出した額 ア. 贈呈用記念品購入費用(*1) イ. 祝賀会に要する費用 ウ. ゴルフ場*に対する記念植樹費用 エ. 同伴キャディ*に対する祝儀 オ. その他慣習として負担することが適当な社会貢献、自然保護(*2)またはゴルフ競技発展に役立つ各種費用、ゴルフ場の使用人に対する謝礼費用、記念植樹を認めないゴルフ場においてホールインワン*またはアルバトロス*を記念して作成するモニュメント等の費用(ただし、保険金額の10%が限度となります。) (*1)贈呈用記念品には、貨幣、紙幣、有価証券、商品券等の物品切手、プリペイドカードは含まれません。ただし、被保険者が達成を記念して特に作成したプリペイドカードは贈呈用記念品に含まれます。 (*2)自然保護には、公益社団法人ゴルフ緑化促進会への寄付をご希望される場合などを含みます。 (注1)保険金のお支払額は、1回のホールインワンまたはアルバトロスごとにホールインワン・アルバトロス費用保険金額が限度となります。 (注2)ホールインワン・アルバトロス費用を補償する保険を複数(引受保険会社、他の保険会社を問いません。)ご加入の場合、ホールインワン・アルバトロス費用保険金のお支払額は単純に合算されず、最も高い保険金額が限度となります。 (注3)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。 (注4)保険金のご請求には、引受保険会社所定のホールインワン・アルバトロス証明書および各種費用の支払いを証明する領収書等の提出が必要となります。	●日本国外で達成したホールインワン*またはアルバトロス* ●ゴルフ場*の経営者が、その経営するゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス ●ゴルフ場の使用人(*が実際に働いているゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス など (*)「ゴルフ場の使用人」には、臨時雇いを含みます。

●柔道整復師(接骨院、整骨院等)による施術の場合、ゴルファー傷害補償特約の通院日数の設定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。また、鍼(はり)・灸(きゅう)・マッサージなどの医療類似行為については、医師の指示に基づいて行われた施術のみ、お支払いの対象となります。

【特約の説明】

セットする特約	特約の説明
条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約(自動セット)	保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱*、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。

※印の用語のご説明 詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

ア行

- 「アルバトロス」とは、ホールインワン※以外で、各ホールの基準打数よりも3つ少ない打数でカップインすることをいいます。
- 「医学的他覚所見のないもの」とは、被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。

カ行

- 「医師」とは、被保険者以外の医師をいいます。
- 「ギプス等」とは、ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらに類するもの（硬性コルセット、創外固定器、その他医学上ギプスと同程度の安静を保つために用いるもの（いい、バストバンド、軟性コルセット、サポーター、頸（けい）椎カラー、厚紙副子、ニーブレース等は含まれません。）をいいます。
- 「頸（けい）部症候群」とは、いわゆる「むちうち症」をいいます。
- 「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。

「急激」とは、「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。

「偶然」とは、「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。

「外来」とは、「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。

「傷害」には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に発生する中毒症状（※）を含み、次のいずれかに該当するものを含まません。

- ①細菌性食中毒
- ②ウイルス性食中毒

（※）継続的に吸入、吸収または摂取した結果発生する中毒症状を含まません。

- 「ケガを被った所定の部位」とは、次のいずれかの部位（指、顔面等は含まれません。）をいいます。

- ・長管骨（上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。以下同様とします。）または脊柱
- ・長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分（中手骨、中足骨およびそれらより指先側は含まれません。）。ただし、長管骨を含めギプス等※の固定具を装着した場合に限りします。
- ・肋骨・胸骨（鎖骨、肩甲骨は含まれません。）。ただし、体幹部にギプス等の固定具を装着した場合に限りします。

- 「後遺障害」とは、治療※の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの※を除きます。
- 「誤嚥（えん）」とは、食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ること

- 「ゴルフ場」とは、ホールインワン・アルバトロス費用補償特約（団体総合生活補償保険用）においては、日本国内に所在するゴルフ競技を行うための有料の施設で、9ホール以上を有するものをいいます。

- 「ゴルフ場敷地内」とは、ゴルフ場※として区画された敷地内をいい、駐車場および更衣室等の付属施設を含みます。ただし、宿泊のために使用される部分を除きます。

サ行

- 「再調達価額」とは、損害が発生した時の発生した場所における保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な金額をいいます。なお、再取得に必要な額は、被害物を購入したときの金額より低い金額となる場合があります。

- 「時価額」とは、損害が発生した時の発生した場所における保険の対象の価額であって、再調達価額※から使用による消耗分を差し引いた金額をいいます。

- 「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。

- 「支払限度日数」とは、支払対象期間※内において、支払いの限度となる日数をいい、それぞれについて、加入者証等記載の期間または日数とします。

適用される保険金の名称・傷害入院保険金・傷害通院保険金

- 「支払対象期間」とは、支払いの対象となる期間をいい、それぞれについて、加入者証等記載の期間または日数をいいます。なお、入院※が中断している期間がある場合には、その期間を含む継続した期間をいいます。

適用される保険金の名称・傷害入院保険金・傷害通院保険金

シ行

- 「手術」とは、次のいずれかに該当する診療行為をいいます。
 - ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為（※1）。ただし、創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術ならびに抜歯手術を除きます。
 - ②先進医療※に該当する診療行為（※2）

- （※1）①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されているものを含まず。

- （※2）②の診療行為は、治療※を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限ります。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。

- 「親族」とは、6親等内の血族、配偶者※および3親等内の姻族をいいます。

- 「先進医療」とは、手術※を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの（先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるもの）に限ります。なお、先進医療の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。

- 「その他の変乱」とは、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変をいいます。

タ行

- 「治療」とは、医師※が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。

- 「通院」とは、病院もしくは診療所に通い、または往診もしくは訪問診療により、治療※を受けることをいい、オンライン診療による診察を含みます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含まれません。なお、同月に複数回のオンライン診療を受けた場合で、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表においてオンライン診療料を1回算定された場合は、最初の1回のみ通院したものとみなします。

- 「溺水」とは、水を吸引したことによる窒息をいいます。

- 「同伴キャディ」とは、被保険者がホールインワン※またはアルバトロス※を達成したゴルフ場※に所属し、被保険者のゴルフ競技の補助者としてホールインワンまたはアルバトロスを達成した時に使用していたキャディをいいます。

- 「同伴競技者」とは、被保険者がホールインワン※またはアルバトロス※を達成した時に、被保険者と同一組で競技していた方をいいます。

ナ行

- 「入院」とは、自宅等での治療※が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師※の管理下において治療に専念することをいいます。

ハ行

- 「配偶者」とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情（内縁関係）にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。

- 「ホールインワン」とは、各ホールの第1打が直接カップインすることをいいます。

マ行

- 「免責金額」とは、支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。

- 「目撃」とは、被保険者が打ったボールがホールにカップインしたことを、その場で確認することをいいます。例えば、達成後に被保険者から呼ばれてカップインしたボールを確認した場合は「目撃」に該当しません。

重要事項のご説明



契約概要のご説明 (団体総合生活補償保険 (MS&AD型))

- ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者(補償の対象者)が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1 商品の仕組みおよび引受条件等

(1) 商品の仕組み

この保険は、被保険者(補償の対象者)が事故によりケガをされた場合(傷害補償特約をセットした場合)や病気になられた場合(疾病補償特約等をセットした場合)等に保険金をお支払いします。なお、被保険者としてご加入いただける方および被保険者の範囲は次のとおりです。特約をセットすることで、賠償責任など日常でのさまざまな事故を補償することも可能です。

加入タイプ	被保険者の範囲 (○：被保険者の対象 -：被保険者の対象外)		
	本人(*2)	配偶者	その他親族(*3)
本人型	○	-	-
家族型(*1)	○	○	○

主な特約	特約固有の被保険者の範囲
疾病補償特約	本人(*2)のうち、次のすべてに該当する方
先進医療費用 保険金補償特約	・保険期間の開始時点で生後15日以上満89才以下の方 ・健康状況告知の結果、ご加入できると判定された方
がん診断保険金補償 (待機期間不設定型) 特約	
三大疾病診断保険 金補償(待機期間不 設定型)特約	
疾病入院時一時金 補償特約	
疾病による集中治療 室等利用時一時保 険金補償特約	
介護一時金支払特約 本人介護	
抗がん剤治療特約	
日常生活賠償特約	(a) 本人(*2) (b) 本人(*2)の配偶者 (c) 同居の親族(本人(*2)またはその配偶者と同居の、本人(*2)またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族) (d) 別居の未婚の子(本人(*2)またはその配偶者と別居の、本人(*2)またはその配偶者の未婚の子) (e) (a)から(d)までのいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(*4)。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。
弁護士費用特約	(a) 本人(*2) (b) 本人(*2)の配偶者 (c) 同居の親族(本人(*2)またはその配偶者と同居の、本人(*2)またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族) (d) 別居の未婚の子(本人(*2)またはその配偶者と別居の、本人(*2)またはその配偶者の未婚の子)
親介護一時金支払 特約 親介護	本人(*2)の親(姻族を含みます。2名までを限度とします。)のうち、加入申込票の特約被保険者欄に記載された次のすべてに該当する方 ・保険期間の開始時点で満20才以上89才以下の方 ・健康状況告知の結果、ご加入できると判定された方

(*1) 家族型には「家族型への変更に関する特約」がセットされます。

(*2) 加入申込票の被保険者ご本人欄記載の方をいいます。

(*3) 家族型の場合は次のいずれかの方をいいます。

・本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族

・本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子

(*4) 監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方は、責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。

(注) 同居・別居の別および続柄は保険金支払事由が発生の時のものをいいます。住民票上は同居となっても実態が別居の場合は、ここでいう同居には該当しません。

(2) 補償内容

保険金をお支払いする場合はパンフレットP24~35のとおりです。詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

① 保険金をお支払いする場合(支払事由)と保険金のお支払額
パンフレットP24~35をご参照ください。

② 保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)

パンフレットP24~35をご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されております。

(3) セットできる主な特約およびその概要

パンフレットP24~35をご参照ください。特約の内容の詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

(4) 保険期間

この保険の保険期間は、1年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間については、加入申込票の保険期間欄にてご確認ください。

(5) 引受条件

ご加入いただく保険金額につきましては、次の点にご注意ください。お客さまが実際にご加入いただく保険金額につきましては、パンフレットP11~16の保険金額欄および加入申込票、普通保険約款・特約等にてご確認ください。

・保険金額は被保険者(補償の対象者)の方の年齢・年収などに照らして適正な金額となるように設定してください。場合により、お引受できない保険金額・ご加入条件等もありますのであらかじめご承知おきください。

2 保険料

保険料は保険金額・被保険者(補償の対象者)の方の年齢・保険期間等によって決定されます。お客さまが実際にご加入いただく保険料につきましては加入申込票の保険料欄にてご確認ください。

3 保険料の払込方法について

パンフレットP3をご参照ください。分割払の場合には、払込回数により、保険料が割増となっています。

4 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5 解約返れい金の有無

ご加入の脱退(解約)に際しては、ご加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により追加の保険料をご請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。[注意喚起情報のご説明]の「7. 解約と解約返れい金」をご参照ください。

注意喚起情報のご説明 (団体総合生活補償保険(MS&AD型))

- ご加入に際して被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者(補償の対象者)が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1 クーリングオフ説明書(ご契約のお申込みの撤回等)

この保険は太陽誘電株式会社(以下「当社」といいます)が保険契約者となる団体契約であることからクーリングオフの対象となりません。

2 告知義務等

(1) 告知義務(ご加入時にお申出いただく事項)

- 被保険者(補償の対象者)には、告知義務があり、代理店・扱者には告知受領権があります。告知義務とは、ご加入時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。
- 告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めると、加入申込票に記載された内容のうち、「※」印がついている項目のことです。この項目について、故意または重大な過失によって告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。加入申込票の記載内容を必ずご確認ください。

【告知事項】

①他の保険契約等^(*)に関する情報

- (*)同種の危険を補償する他の保険契約等で、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。
- ②被保険者の「生年月日」「年令」(病気を補償する契約に限ります。)
- ③被保険者の健康状況告知(病気を補償する契約に限ります。)
- ④被保険者の「性別」(抗がん剤治療特約をセットする契約に限ります。)
- (注)告知事項の回答にあたっては、「健康状況告知書ご記入のご案内」をご覧ください。

(2) その他の注意事項

- 同種の危険を補償する他の保険契約等^(*)で、過去3年以内に合計して5万円以上保険金を請求または受領されたことがある場合は、加入申込票の保険金請求歴欄にその内容を必ず記入してください。
- (*)「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約等を含みます。
- 保険金受取人について

保険金受取人	傷害死亡保険金	<ul style="list-style-type: none"> ・傷害死亡保険金は、特に傷害死亡保険金受取人を定めなかった場合には、被保険者の法定相続人にお支払いします。 (注)傷害死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に定める場合、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。なおこの場合、保険契約者と被保険者が異なるご契約を被保険者の同意のないままにご契約されていたときは、保険契約が無効となります。また、ご契約後に傷害死亡保険金受取人を変更する場合も、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。
	上記以外	・普通保険約款・特約に定めております。

- ご加入後、申込人の住所などを変更される場合は、ご契約内容の変更等が必要となります。ただちに代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。
- 被保険者が保険契約者以外の方である場合に、次のいずれかに該当するときは、被保険者は保険契約者にこの保険契約^(*)の解約を求めることができます。この場合、保険契約者はこの保険契約^(*)を解約しなければなりません。
 - ①この保険契約^(*)の被保険者となることについて、同意していなかったとき
 - ②保険契約者または保険金を受け取るべき方に、次のいずれかに該当する行為があったとき
 - ・引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガや病気等が発生させ、または発生させようとしたこと。
 - ・保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
 - ③保険契約者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当するとき
 - ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。

- ⑤②～④の場合と同程度に被保険者の信頼を損ない、この保険契約^(*)の存続を困難とする重大な事由が発生させたとき
- ⑥保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了等により、この保険契約^(*)の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があったとき

また、①の場合、被保険者が引受保険会社に解約を求めることができません。その際は被保険者であることの証明書類等の提出が必要となります。

(注)家族型においては、被保険者ご本人から解約請求があった場合、または被保険者ご本人による引受保険会社への解約請求があった場合には、保険契約者は次のa.またはb.いずれかのことを行わなければならないなりません。ただし、この保険契約において、その被保険者ご本人が傷害後遺障害保険金の支払いを受けていた場合にはb.によるものとします。

- a.家族のうち新たに本人となる方の同意を得て、本人をその方に変更すること。
- b.この保険契約^(*)を解約すること。

(*) 保険契約

その被保険者に係る部分に限ります。

■複数のご契約があるお客さまへ

次の特約等をセットする場合、補償内容が同様の保険契約(団体総合生活補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

(注)複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、ご加入を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外となったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

<補償が重複する可能性のある主な特約>

今回ご加入いただく補償	補償の重複が発生する他の保険契約の例
団体総合生活補償保険 (MS&AD型) 日常生活賠償特約	自動車保険 日常生活賠償特約

3 補償の開始時期

始期日の午後4時に補償を開始します。保険料は、パンフレットP3記載の方法により払込みください。パンフレットP3記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険期間が始まった後であっても、保険金をお支払いしません。

4 保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)等

- (1) 保険金をお支払いしない主な場合
パンフレットP24～35をご参照ください。なお、保険金を支払わない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されておりますのでご確認ください。
- (2) 重大事由による解除
次のことがある場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできません。
 - ①保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガや病気等が発生させ、または発生させようとしたこと。
 - ②被保険者または保険金を受け取るべき方が、保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
 - ③保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
 - ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
 - ⑤上記のほか、①～④と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由が発生させたこと。

5 保険料の払込猶予期間等の取扱い

- (1) 保険料は、パンフレットP3記載の方法により払込みください。パンフレットP3記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険金をお支払いできないことがあります。また、ご契約を解除させていただくことがあります。
- (2) 分割払の場合で、保険金をお支払いするが発生し、保険金を支払うことにより契約の全部または一部が失効(または終了)したときには、未払込みの分割保険料を請求させていただくことがあります。

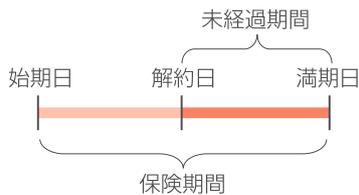
6 失効について

ご加入後に被保険者(家族型においては被保険者全員)が死亡された場合には、この保険契約は失効となります。なお、傷害死亡保険金をお支払いする場合に該当しない事由の死亡による失効のときは、未経過期間分の保険料を返還します。

7 解約と解約返れい金

ご加入を途中で脱退(解約)される場合は、ご加入の代理店・扱者または引受保険会社までお申出ください。

- 脱退(解約)日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。
- 始期日から脱退(解約)日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料について、追加のご請求をさせていただきますことがあります。



8 保険会社破綻時等の取扱い

パンフレットP19をご参照ください。

9 個人情報の取扱いについて

パンフレットP20をご参照ください。

10 「現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約」のご注意

現在のご契約について解約、減額などの契約内容の変更をされる場合には、被保険者にとって不利益となるときがあります。また、新たにお申込みの保険契約についても制限を受ける場合があります。

- (1) 現在のご契約について解約、減額などをされる場合の不利益事項
 - ① 多くの場合、現在のご契約の解約返れい金は払込みいただいた保険料の合計額よりも少ない金額となります。特にご契約後短期間で解約された場合の解約返れい金はまったくないか、あってもごくわずかです。
 - ② 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権を失うことがあります。
- (2) 新たな保険契約(団体総合生活補償保険(MS&AD型))をお申込みされる場合のご注意事項
 - ① 新たにお申込みの保険契約については、被保険者の健康状況などによりご加入をお引受できない場合や、特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入をお引受する場合があります。
 - ② 新たにお申込みの保険契約については、その保険契約の保険期間の開始時より前に発生している病気やケガ等に対しては保険金をお支払いできないことがあります。
 - ③ 新たにお申込みの保険契約については、現在のご契約と商品内容が異なる場合があります。新たな保険契約にご加入された場合、新たな保険契約の始期日における被保険者の年齢により計算された保険料が適用されるとともに、新たな保険契約の普通保険約款・特約が適用されます。
 - ④ 新たにお申込みの保険契約については、保険料計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が解約・減額される契約と異なる場合があります。

この保険商品に関するお問い合わせは

【代理店・扱者】

サンヴァーテックス株式会社

TEL:027-310-7773

内線:811-265、264、263、270

三井住友海上へのご相談・苦情・お問い合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」

0120-632-277(無料)

電話受付時間:平日 9:00~19:00 土日・祝日 9:00~17:00
(年末年始は休業させていただきます。)

万一、ケガをされたり、病気になる場合は

パンフレット裏面の「WEB保険金ご請求手続き」をご利用ください。
もしくは遅滞なく代理店・扱者または下記にご連絡ください。
24時間365日事故受付サービス「三井住友海上事故受付センター」

0120-258-189(無料)

事故は いち早く

指定紛争解決機関

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

[ナビダイヤル(全国共通・通話料有料)] **0570-022-808**

- ・受付時間[平日 9:15~17:00(土日・祝日および年末年始を除きます)]
- ・携帯電話からも利用できます。IP電話からは03-4332-5241におかけください。
- ・おかけ間違いにご注意ください。
- ・詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>)

契約概要のご説明 (団体総合生活補償保険(ゴルフープラン))

- ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者(補償の対象者)が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1 商品の仕組みおよび引受条件等

(1) 商品の仕組み

この保険は、被保険者(補償の対象者)が法律上の損害賠償責任を負われた場合等に保険金をお支払いします。なお、被保険者の範囲は次のとおりです。

主な特約	特約固有の被保険者の範囲
ゴルフアー賠償責任保険特約	(a) 本人 ^{(*)1} (b) 本人 ^{(*)1} が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方 ^{(*)2} 。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。
ゴルフアー傷害補償特約	本人 ^{(*)1} のみが被保険者となります。
ゴルフ用品補償特約	
ホールインワン・アルパトロス費用補償特約(団体総合生活補償保険用)	

(*)1 加入申込票の被保険者ご本人欄記載の方をいいます。

(*)2 監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方は、責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。

(注) 同居・別居の別および続柄は保険金支払事由発生の際のものをいいます。住民票上は同居となっても実態が別居の場合は、ここでいう同居には該当しません。

(2) 補償内容

保険金をお支払いする場合はパンフレットP36～39のとおりです。詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

① 保険金をお支払いする場合(支払事由)と保険金のお支払額

パンフレットP36～39をご参照ください。

② 保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)

パンフレットP36～39をご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されております。

(3) セットできる主な特約およびその概要

パンフレットP36～39をご参照ください。特約の内容の詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

(4) 保険期間

この保険の保険期間は、1年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間については、加入申込票の保険期間欄にてご確認ください。

(5) 引受条件

お客さまが実際にご加入いただく保険金額につきましては、パンフレットP17の保険金額欄および加入申込票、普通保険約款・特約等にてご確認ください。

ご加入いただく保険金額につきましては、次の点にご注意ください。

- ・保険金額は被保険者(補償の対象者)の方の年齢・年取などに照らして適正な金額となるように設定してください。場合により、お引受できない保険金額・ご加入条件等もありますのであらかじめご承知おきください。

2 保険料

保険料は保険金額・保険期間等によって決定されます。お客さまが実際にご加入いただく保険料につきましては加入申込票の保険料欄にてご確認ください。

3 保険料の払込方法について

パンフレットP3をご参照ください。分割払の場合には、払込回数により、保険料が割増となっています。

4 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5 解約返れい金の有無

ご加入の脱退(解約)に際しては、ご加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により追加の保険料をご請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。「注意喚起情報のご説明」の「7. 解約と解約返れい金」をご参照ください。

注意喚起情報のご説明 (団体総合生活補償保険(ゴルフープラン))

- ご加入に際して被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者(補償の対象者)が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1 クーリングオフ説明書(ご契約のお申込みの撤回等)

この保険は太陽誘電株式会社が発行する保険契約となる団体契約であることからクーリングオフの対象となりません。

2 告知義務等

(1)告知義務(ご加入時にお申出いただく事項)

- 被保険者(補償の対象者)には、告知義務があり、代理店・扱者には告知受領権があります。告知義務とは、ご加入時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。
- 告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めたもので、加入申込書に記載された内容のうち、「※」印がついている項目のことです。この項目について、故意または重大な過失によって告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。加入申込書の記載内容を必ずご確認ください。

【告知事項】

①他の保険契約等^(*)に関する情報

(*)同種の危険を補償する他の保険契約等で、ゴルフ保険、個人賠償責任保険、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。

②被保険者の「生年月日」[年令]

③被保険者の健康状況告知(病気を補償する契約に限ります。)

(注)告知事項の回答にあたっては、「健康状況告知書ご記入のご案内」をご覧ください。

(2)その他の注意事項

■同種の危険を補償する他の保険契約等^(*)で、過去3年以内に合計して5万円以上保険金を請求または受領されたことがある場合は、加入申込書の保険金請求履歴欄にその内容を必ず記入してください。

(*)「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは、ゴルフ保険、個人賠償責任保険、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約等を含みます。

■保険金受取人について

保険金受取人	傷害死亡 保険金	・傷害死亡保険金は、特に傷害死亡保険金受取人を定めなかった場合には、被保険者の法定相続人にお支払いします。 (注)傷害死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に定める場合、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。なおこの場合、保険契約者と被保険者が異なるご契約を被保険者の同意のないままにご契約されていたときは、保険契約が無効となります。また、ご契約後に傷害死亡保険金受取人を変更する場合も、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。
	上記以外	・普通保険約款・特約に定めております。

■ご加入後、申込人の住所などを変更される場合は、ご契約内容の変更が必要となります。ただちに代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。

■ゴルフ傷害補償特約(以下、傷害補償特約といいます。)の被保険者が保険契約者以外の方である場合に、次のいずれかに該当するときは、被保険者は保険契約者に傷害補償特約^(*)の解約を求められます。この場合、保険契約者は傷害補償特約^(*)を解約しなければなりません。

- ①傷害補償特約^(*)の被保険者となることについて、同意していなかった場合
- ②保険契約者または保険金を受け取るべき方に、次のいずれかに該当する行為があった場合
 - ・引受保険会社に傷害補償特約^(*)に基づく保険金を支払わせることを目的としてケガ等が発生させ、または発生させようとしたこと。
 - ・保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③保険契約者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当する場合
- ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ⑤②～④の場合と同程度に被保険者の信頼を損ない、傷害補償特約^(*)の存続を困難とする重大な事由が発生させた場合

⑥保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了等により、傷害補償特約^(*)の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合

また、①の場合は、被保険者が引受保険会社に傷害補償特約^(*)の解約を求められます。その際は被保険者であることの証明書類等の提出が必要となります。

(*)傷害補償特約

その被保険者に係る部分に限ります。

■複数のご契約があるお客さまへ

次の特約等をセットする場合、補償内容が同様の保険契約(団体総合生活補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

(注)複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、ご加入を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外となったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

<補償が重複する可能性のある主な特約>

	今回ご加入いただく補償	補償の重複が発生する 他の保険契約の例
①	団体総合生活補償保険 (MS&AD型) ゴルフ賠償責任保険特約	自動車保険 日常生活賠償特約
②	団体総合生活補償保険 (MS&AD型) ゴルフ用品補償特約	団体総合生活補償保険 携行品損害補償特約
③	団体総合生活補償保険 (MS&AD型) ホールインワン・アルバトロス 費用補償特約 (団体総合生活補償保険用)	ゴルフ保険 ホールインワン・アルバトロス 費用補償特約

3 補償の開始時期

始期日の午後4時に補償を開始します。保険料は、パンフレットP3記載の方法により払込みください。パンフレットP3記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険期間が始まった後であっても、保険金をお支払いしません。

4 保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)等

(1)保険金をお支払いしない主な場合

パンフレットP36～39をご参照ください。なお、保険金を支払わない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されておりますのでご確認ください。

(2)重大事由による解除

次のことのある場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ①保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガや病気を発生させ、または発生させようとしたこと。
- ②被保険者または保険金を受け取るべき方が、保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ⑤上記のほか、①～④と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由が発生させたこと。

5 保険料の払込猶予期間等の取扱い

- (1) 保険料は、パンフレットP3記載の方法により払込みください。
パンフレットP3記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険金をお支払いできないことがあります。また、ご契約を解除させていただきますことがあります。
- (2) 分割払の場合で、保険金をお支払いする状況が発生し、保険金を支払うことにより契約の全部または一部が失効(または終了)したときには、未払込みの分割保険料を請求させていただくことがあります。

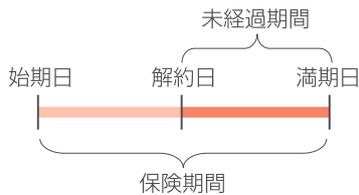
6 失効について

ご加入後に被保険者が死亡された場合には、この保険契約は失効となります。なお、傷害死亡保険金をお支払いする場合に該当しない事由の死亡による失効のときは、未経過期間分の保険料を返還します。

7 解約と解約返れい金

ご加入を途中で脱退(解約)される場合は、ご加入の代理店・扱者または引受保険会社までお申出ください。

- 脱退(解約)日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。
- 始期日から脱退(解約)日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料について、追加のご請求をさせていただきますことがあります。



8 保険会社破綻時等の取扱い

パンフレットP19をご参照ください。

9 個人情報の取扱いについて

パンフレットP20をご参照ください。

この保険商品に関するお問い合わせは

【代理店・扱者】

サンヴァーテックス株式会社

TEL:027-310-7773

内線:811-265、264、263、270

三井住友海上へのご相談・苦情・お問い合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」

0120-632-277 (無料)

電話受付時間:平日 9:00~19:00 土日・祝日 9:00~17:00
(年末年始は休業させていただきます。)

万一、ケガをされたり、病気になる場合は

パンフレット裏面の「WEB保険金ご請求手続き」をご利用ください。

もしくは遅滞なく代理店・扱者または下記にご連絡ください。

24時間365日事故受付サービス「三井住友海上事故受付センター」

0120-258-189 (無料)

事故は いち早く

指定紛争解決機関

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

[ナビダイヤル(全国共通・通話料有料)] **0570-022-808**

・受付時間[平日 9:15~17:00(土日・祝日および年末年始を除きます)]
・携帯電話からも利用できます。IP電話からは03-4332-5241におかけください。

・おかけ間違いにご注意ください。

・詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

(<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>)



日常生活に役立つさまざまなサービスを電話でご利用いただけます。

生活サポート

ご相談無料
サービス

団体総合生活補償保険などにご加入のお客さまとその同居のご家族の方専用サービスです。

*メンタルヘルズ相談は疾病補償プラン(精神障害補償の有無は問いません)加入者ご本人のみがご利用いただけます。詳しくは、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

健康・医療



【メンタルヘルズ相談】
平日 9:00~21:00
土曜日 10:00~18:00

【上記以外】
年中無休24時間対応

■健康・医療相談

日常の健康・医療に関するご相談や、薬剤全般に関するご相談に看護師などの専門職がお応えします。また、ご相談内容やご希望に応じて医師相談(一部予約制)がご利用いただけます。

■メンタルヘルズ相談

<疾病補償プラン加入者限定>

メンタルヘルズに関するご相談に臨床心理士等の専門家が電話や対面でお応えします。
*対面によるご相談は予約制で、1回50分以内、1につき年間5回までとなります。

■診断サポートサービス

<各種人間ドック・PET検査機関紹介、健康チェックサービス>
提携機関をご紹介します。(一部割引有)
また、ご自宅で気軽にできる健康チェックを割引料金でご紹介します。

■三大疾病セカンドオピニオン情報提供

「三大疾病(がん、心疾患、脳血管疾患)」診断後の、セカンドオピニオンに関する情報提供やご相談にお応えします。
*セカンドオピニオンとは「主治医以外の医師の意見」をいいます。

■医療機関総合情報提供

地域の医療機関情報や救急医療機関、各科の専門医などの情報をご提供します。

■女性医師情報提供、女性医師相談

女性医師情報をご提供(産科・婦人科に加え、内科、皮膚科、肛門科など幅広く対応)する女性専用のサービスです。
また、健康に関するご相談に女性看護師または女性医師(一部予約制)が対応します。

介護



年中無休24時間対応

専任の相談員がお応えします

■介護に関する情報提供

老後の備えとして介護は最大の関心事です。介護保険の仕組みに関することや介護状態になった場合の介護方法などのご相談にお応えします。

■介護に関する悩み相談

介護を担う人の悩みは多様です。日常の介護の悩みなど幅広いご相談にお応えします。

■公的介護保険で利用できるサービス等に関する相談

公的介護保険で利用できるサービスや介護サービス提供事業者に関し、情報提供やご相談にお応えします。

認知症・行方不明時の対応相談

年中無休24時間対応

専任の相談員がお応えします

■認知症に関する情報提供と悩み相談

社会の高齢化により増加する認知症に対する疑問にお応えします。専門医療機関の情報提供や精神的負担が大きい認知症の日常介護についてアドバイスします。

■認知症の方の行方不明時の対応に関する相談

認知症の方などが行方不明になってしまった場合の対応や発見後のケア方法に関するご相談にお応えします。また、地域包括支援センターなどを紹介します。

暮らしの相談

平日14:00~17:00

■暮らしのトラブル相談(法律相談)

個人の日常生活上のトラブルに関するご相談にお応えします。弁護士相談は予約制となります。

■暮らしの税務相談

個人の日常生活上の税務相談にお応えします。税理士相談は予約制となります。

お客さまの行っている事業についてのご相談や、既に弁護士に対応を依頼している案件、訴訟となっている案件についてのご相談は対象となりません。また、引受保険会社の保険に関連するご相談は、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

情報提供・紹介サービス

平日10:00~17:00

■子育て相談(12才以下)

妊娠中から小学校卒業までの子育ての悩みや不安に、専任の相談員がお応えします。

■暮らしの情報提供

冠婚葬祭についてのご質問
ボランティア情報

■安心な暮らしをサポートする事業者の紹介

- 緊急通報サービス
- ベビーシッター
- 福祉機器および介護用品のレンタル・販売

健康・介護ステーション

インターネットにて健康・医療、介護に関する情報をご提供します。

URL https://www.ms-ins.com/kenko_kaigo/



サービス受付電話番号

サービス受付の電話番号(通話料無料)は、ご加入後にお届けする加入者証や案内状の案内などをご覧ください。

- *平日とは、土・日・祝日・年末年始を除いた月~金をいいます。
- *お使いの電話回線により、ご利用できない場合があります。また、ご利用は日本国内からに限りです。
- *本サービスは、引受保険会社の提携サービス会社にてご提供します。海外に関するご相談など、ご相談内容によってはご対応できない場合があります。
- *本サービスは予告なく変更・中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- *ゴルフープランは本サービスの対象外です。

お問い合わせ先

この保険商品に関するお問い合わせは

代理店
扱者

サンヴァーテックス株式会社

〒370-0044 群馬県高崎市岩押町1-15
TEL: 027-310-7773
内線: 811-265、264、263、270

万一、保険金支払事由に該当されたら

代理店・扱者または事故受付センターまでご連絡ください。



三井住友海上事故受付センター

0120-258-189 (無料)

事故は いち早く



事故受付

24時間365日

引受保険会社

三井住友海上火災保険株式会社 群馬支店 高崎支社

〒370-0045 群馬県高崎市東町80 群馬トヨタビル5F
TEL.027-323-4332

保険金請求WEB

WEBによる事故連絡(ケガ・病気)・保険金請求(ケガ)のお手続きは「保険金請求WEBサービス」をご利用ください。24時間365日ご利用できます。スマートフォンで右記二次元バーコードからご請求ください。

